

専用の用紙で提出いただく次の様式等は、
このデータファイルでは省略しています。

- ・ 受験申込書
- ・ 受験手数料払込票・受験手数料払込受領証貼付用紙
- ・ 受験用写真等確認票
- ・ 送付用封筒

※ 受験を希望する方は、受験の申し込みに必要な書類（第 28 回
精神保健福祉士国家試験『受験の手引』）をこのホームページの
「受験申し込み手続き」のページの「『受験の手引』の請求方法」
をご覧になり請求してください。

予告 次回（第 29 回）試験からは、すべての受験者を対象にイ
ンターネットによる受験申し込みができるように準備中で
す。このため、「受験の手引」（冊子）の配付は原則行わない
ことを予定していますのでご了承ください。

合格発表まで大切に保管してください

第28回

精神保健福祉士国家試験

『受験の手引』

(受験申し込みをされる方は、この手引をよく読んで申し込み手続きをしてください)

受験申込 受付期間	令和7年 9月4日(木) から 令和7年10月3日(金) まで(消印有効) 〔10月4日(土)以降の消印のものは、受け付けできません〕
受 験 票	令和7年12月12日(金) 発送
試 験 日	令和8年1月31日(土)・2月1日(日) 緊急のお知らせをする場合、試験センターホームページに掲載しますので必ずご確認ください。
合 格 発 表	令和8年3月3日(火)14時 ホームページ掲載 ※ 試験センターホームページに合格者の受験番号を掲載します。 (URL) https://www.sssc.or.jp/ 
	令和8年3月6日(金) 結果通知発送 ※裏表紙参照 重 要 受験票の受験資格欄に「見込」と記載がある方は、必要書類を提出期限までに提出しないと、<u>試験は無効となり、結果通知は発送いたしません。</u> ※提出期限：令和8年4月10日(金)

厚生労働大臣指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

はじめに

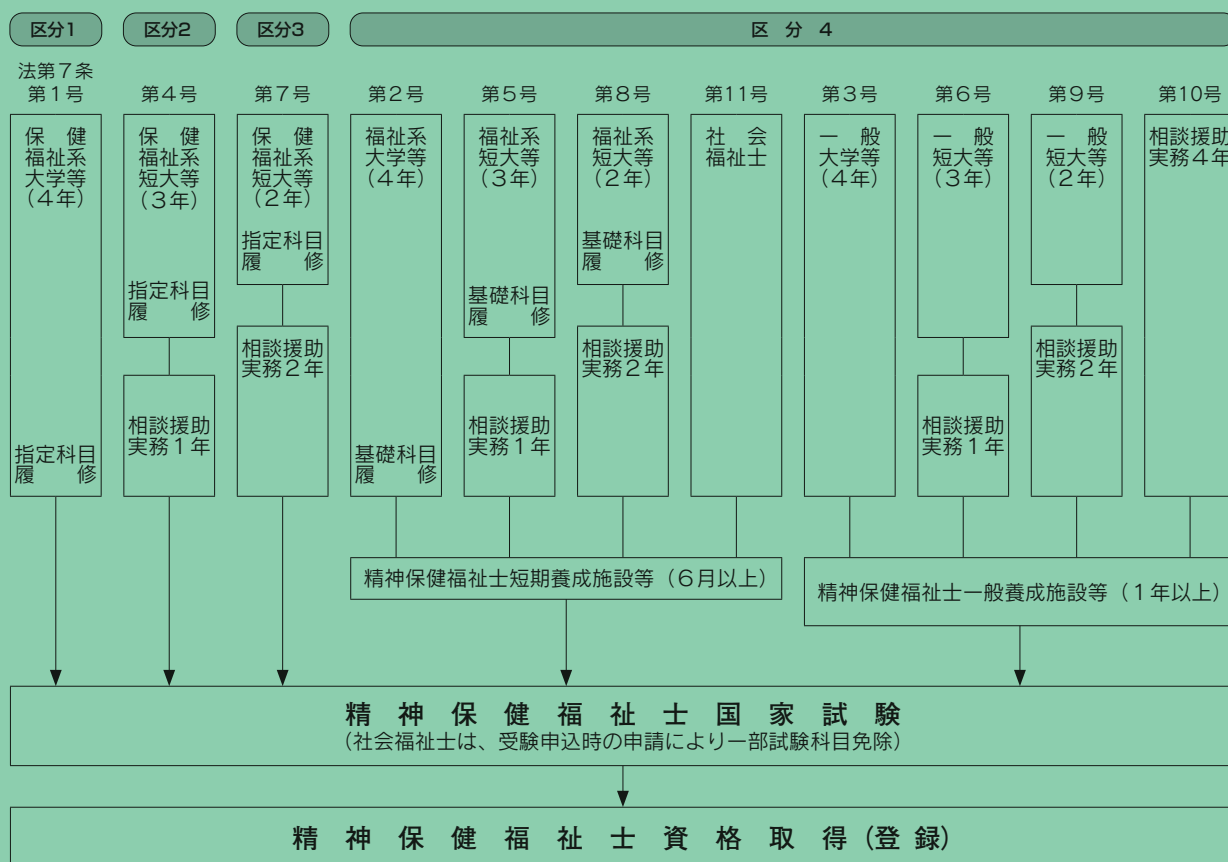
精神保健福祉士の資格は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）による国家資格です。

精神保健福祉士は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」といいます）を業とする者で、一定の受験資格を有する者が、国家試験を受験し、これに合格した者が所定の登録を受けることにより、精神保健福祉士の資格を取得することができるものです。

精神保健福祉士国家試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について筆記試験の方法により行います。

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」といいます）は、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関・指定登録機関として、厚生労働大臣に代わって精神保健福祉士国家試験の実施及び登録の事務を行っています。

精神保健福祉士資格取得ルート図



※「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」（法附則第2条）の受験資格は、第5回試験（平成15年3月31日）で終了しました。この受験資格では第6回以降の試験は受けることができません。

受験申し込みに必要な書類等

次のいずれかに該当する区分で受験申し込みをしてください。

- 区分1** …大学等「指定科目」
大学、大学院または4年制専門学校で「指定科目」を修めて卒業（修了）した方
- 区分2** …短大等「指定科目」（3年制）＋実務経験（1年以上）
3年制短期大学等で「指定科目」を修めて卒業した後、指定施設において相談援助業務の実務経験が1年以上ある方
- 区分3** …短大等「指定科目」（2年制）＋実務経験（2年以上）
2年制短期大学等で「指定科目」を修めて卒業した後、指定施設において相談援助業務の実務経験が2年以上ある方
- 区分4** …短期養成施設、一般養成施設
精神保健福祉士短期養成施設、一般養成施設を卒業（修了）した方
- 区分5** …過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方
第27回以前の精神保健福祉士国家試験で受験票を受け取った方で、次の①または②のいずれかに該当する方が、**区分5**に該当します。
① 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」である方
② 受験票の受験資格欄が「受験資格見込」で、指定した期日までに確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を提出し、受験資格が確定している方
※ 該当しない方は、**区分1**～**区分4**で申し込んでください。

14・15
ページ参照

○ 提出書類一覧

		区分1	区分2 区分3	区分4	区分5	記入例	様式
①	受験申込書	○	○	○	○	36・37 ページ	別紙
②	受験手数料払込受領証貼付用紙	○	○	○	○	38～40 ページ	別紙
③	受験用写真等確認票	○	○	○	○	42ページ	別紙
④	卒業（修了）（見込）証明書 （卒業（修了）証書は不可）			○		養成施設が 発行する様式	
⑤	卒業（見込）証明書・指定科目履修 （見込）証明書（成績証明書は不可）	○	○			44・45 ページ	57～63 ページ
大学等が様式を作成している場合は、該当ページを切り取って使用する必要はありません。大学等にお問い合わせください。ノ							
⑥	実務経験証明書 （兼 実務経験見込証明書） ※該当者のみ「相談援助の実務経験申告書」を含む （67ページ参照）		○			46・47 ページ	65・67 ページ
⑦	受験資格確定済申出書				○	48ページ	73ページ
⑧	社会福祉士登録証の写し または、社会福祉士登録済申出書 （B4判の登録証の場合は、A4判に縮小した写し）	（社会福祉士であって試験科目の免除を 申請する場合に限り必要）				※手続中の方は 75ページ	
⑨	戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本） ※外国の国籍の方は、住民票（マイナンバーの記載不要） ※結婚等の前後の氏名が確認できる戸籍の個人事項証明書、住民票等	（結婚等により受験申込書と証明書等の 氏名が異なっている場合に限り必要）				※戸籍の個人事項証明書は、本籍地のある 市区町村が交付	

目 次

I 試験の概要

1	試験日時と試験科目	4
2	試験地と試験会場	4
3	「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」の同時受験の日程等	5
4	受験申し込みと受験手数料	5
5	試験科目（共通科目）の免除申請	6
6	障害等のある方の受験上の配慮申請	7
7	出題基準・合格基準	9
8	受験申し込み後の注意事項	10
9	試験当日の注意事項	12

II 受験資格と受験申込区分

1	受験資格と受験申込区分	14
2	指定科目 区分1・区分2・区分3	16
	学校コード番号表	
	(1) 大学、大学院学校コード 区分1	18
	(2) 短大、専門学校、養成施設等学校コード	
	区分1・区分2・区分3・区分4	21
3	実務経験 区分2・区分3	25
	実務経験コード番号表	
	(1) 法人格コード 区分2・区分3	26
	(2) 施設・職種コード 区分2・区分3	26

Ⅲ 提出書類と記入要領

1	すべての受験申込者が提出するもの	
(1)	受験申込書	36
(2)	受験手数料払込受領証貼付用紙	38
(3)	受験用写真等確認票	42
(4)	送付用封筒	43
2	区分1・区分2・区分3の受験申込者が提出するもの	
	卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書	44
3	区分2・区分3の受験申込者が提出するもの	
	実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）	46
4	区分5の受験申込者が提出するもの	
	受験資格確定済申出書	48

Ⅳ 資 料

精神保健福祉士国家試験関係法令	49
-----------------	----

Ⅴ 様 式

1	卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書 区分1・区分2・区分3	
	・ 令和3年4月入学者から適用の指定科目	57
	・ 平成24年4月から令和3年3月までの入学者に適用の指定科目	59
	・ 平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用の指定科目	61
	・ 平成21年3月までの入学者に適用の指定科目	63
2	実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）（2枚） 区分2・区分3	65
3	相談援助の実務経験申告書 区分2・区分3（職種コード02用）	69
4	相談援助の実務経験申告書 記入例	71
5	受験資格確定済申出書 区分5	73
6	社会福祉士登録済申出書	75
7	受験申込書記載事項変更届	77

I 試験の概要

1 試験日時と試験科目

試験日	令和8年1月31日(土)	令和8年2月1日(日)
	午後 (専門科目)	午前 (社会福祉士との共通科目)
試験時間	14時00分～15時30分 ○弱視等受験者(1.3倍) 14時00分～16時00分 ○点字等受験者(1.5倍) 14時00分～16時15分	10時00分～12時20分 ○弱視等受験者(1.3倍) 10時00分～13時05分 ○点字等受験者(1.5倍) 10時00分～13時30分
弱視等受験者(1.3倍)、点字等受験者(1.5倍)の試験時間は、「障害等のある方の受験上の配慮」が認められた場合の時間です(別途、申請が必要です。7・8ページ参照)。		
試験科目	① 精神医学と精神医療 ② 現代の精神保健の課題と支援 ③ 精神保健福祉の原理 ④ ソーシャルワークの理論と方法(専門) ⑤ 精神障害リハビリテーション論 ⑥ 精神保健福祉制度論	① 医学概論 ② 心理学と心理的支援 ③ 社会学と社会システム ④ 社会福祉の原理と政策 ⑤ 社会保障 ⑥ 権利擁護を支える法制度 ⑦ 地域福祉と包括的支援体制 ⑧ 障害者福祉 ⑨ 刑事司法と福祉 ⑩ ソーシャルワークの基盤と専門職 ⑪ ソーシャルワークの理論と方法 ⑫ 社会福祉調査の基礎
・出題数は132問(専門科目48問、共通科目84問)です(出題基準については、9ページ参照)。 ・出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式です。 ・問題用紙はA4判です。		

2 試験地と試験会場

試験地 (7試験地)	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県
a 試験地が選択されていない場合は、試験センターが現住所で判断し決定します。 b 申込時に希望した「希望試験地」の変更はできません(10ページ③参照)。	
試験会場	受験票(令和7年12月12日(金)発送)で試験会場名、会場最寄り駅をご案内します。
a 試験会場の問い合わせには、一切応じられません(試験会場は受験票発送時に決定します)。 b 受験票で指定した試験会場以外では、受験できません。試験会場は、受験票で必ず確認してください。	

3 「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」の同時受験の日程等

(1) 「精神保健福祉士国家試験」及び「社会福祉士国家試験」の試験日程			
試験日	令和8年1月31日(土)	令和8年2月1日(日)	
試験区分	精神保健福祉士国家試験 (専門科目)	精神保健福祉士国家試験 社会福祉士国家試験 (共通科目)	社会福祉士国家試験 (専門科目)
試験時間	14時00分～15時30分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 14時00分～16時00分 ○点字等受験者(1.5倍) 14時00分～16時15分〕	10時00分～12時20分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 10時00分～13時05分 ○点字等受験者(1.5倍) 10時00分～13時30分〕	14時10分～15時35分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 14時40分～16時35分 ○点字等受験者(1.5倍) 14時40分～16時50分〕
(2) 「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」を同時に実施する試験地			
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県			
(3) 「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」を同時受験する場合の受験申込書類の提出方法			
精神保健福祉士国家試験受験申込書類送付用封筒に「社会福祉士国家試験受験申込書類」を同封して提出してください。			

※ 介護福祉士国家試験を受験する場合は、別途、介護福祉士国家試験の受付期間内に、受験申し込みをしてください。

4 受験申し込みと受験手数料

受付期間	令和7年9月4日(木)から10月3日(金)まで(10月3日(金)消印有効) ※ 10月4日(土)以降の消印のものは受け付けできません。
申込先	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 試験室 ※ 受験申し込み後の提出書類のあて先は11ページ⑦参照。
申込方法	※ 受験申込専用封筒(緑色)を使用し、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管してください。 <u>簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。</u>
受験手数料	払込金額 精神一般受験者(共通科目+精神専門科目) 24,140円 精神・社会同時受験者(社会福祉士と同時受験) 19,520円 精神共通科目免除受験者(精神専門科目のみ受験) 18,820円 払込期限 10月3日(金)まで(厳守) ※ 10月4日(土)以降の払い込みのものは受け付けできません。

※ 受験票の発送及び合格発表については、10・11ページを参照してください。

5 試験科目（共通科目）の免除申請

社会福祉士として登録を受けている方は、**受験申し込み時の申請**により、次の試験科目（社会福祉士国家試験との共通科目）が免除されます。

【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第6条（試験科目の免除）】

免除される試験科目（共通科目）

- ①医学概論
- ②心理学と心理的支援
- ③社会学と社会システム
- ④社会福祉の原理と政策
- ⑤社会保障
- ⑥権利擁護を支える法制度
- ⑦地域福祉と包括的支援体制
- ⑧障害者福祉
- ⑨刑事司法と福祉
- ⑩ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑪ソーシャルワークの理論と方法
- ⑫社会福祉調査の基礎

① 試験科目（共通科目）の免除を申請する方は、必ず社会福祉士登録証の写し（B 4 判の登録証の場合は、A 4 判に縮小した写し）を提出してください。

② 社会福祉士登録証の「氏名」や「本籍地都道府県」の変更手続きをされた方で、変更した登録証の交付を希望されなかった方は、今お持ちの社会福祉士登録証の写しを提出してください（受験申込書と社会福祉士登録証の写しの氏名が異なる場合でも、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を提出する必要はありません）。

③ 現在、社会福祉士として新規に登録申請中、または登録事項変更届出中、登録証再交付申請中で、社会福祉士登録証の写しを提出できない方は、「社会福祉士登録済申出書」（様式75ページ）を提出してください。

※ 社会福祉士登録証が届き次第、直ちに社会福祉士登録証の写しを提出してください。

④ これから新たに社会福祉士の登録申請をしようとする場合は、精神保健福祉士国家試験受験申込書を提出する前までに社会福祉士登録申請書を別途提出したうえで、上記③の申出書を提出してください。

※ 社会福祉士登録証が届き次第、直ちに社会福祉士登録証の写しを提出してください。

⑤ 受験申込書の「社会福祉士であって試験科目免除申請」欄は、申請の「あり・なし」の「あり」の□を必ず塗りつぶしてください。

この欄を「なし」に塗りつぶした場合、または塗りつぶしていない場合は「試験科目の免除」は行われません（36・37ページ⑦参照）。

6 障害等のある方の受験上の配慮申請

下記の申請手続きにより、障害等の種類及び程度に応じて、受験上の配慮を申請することができます。
視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある方、てんかん、パニック症状のある方、妊娠中の方等、試験会場や試験室において受験上の配慮を希望する方は、受験上の配慮申請をしてください。

受験上の配慮申請手続き

1 「障害等のある方の受験上の配慮案内書（以下、「配慮案内書」）」の取り寄せ方法

受験申し込みの前に、試験センターにFAX（03-3486-7527）または電話（03-3486-7521）により、下記①～⑨をご連絡ください。FAXの場合は、次の内容を記して送信してください。

〔①『配慮受験を希望』と記入 ②郵便番号 ③住所 ④氏名（フリガナ） ⑤携帯電話番号 ⑥自宅または勤務先の電話番号 ⑦メールアドレス ⑧FAX番号 ⑨受験する試験の種類（精神保健福祉士）〕

（試験センターホームページで「受験の手引」と併せて「配慮案内書」を請求した方は、改めてFAXまたは電話での請求は不要です）

2 配慮申請方法

配慮申請には、下記①～③のすべてが必要となります。

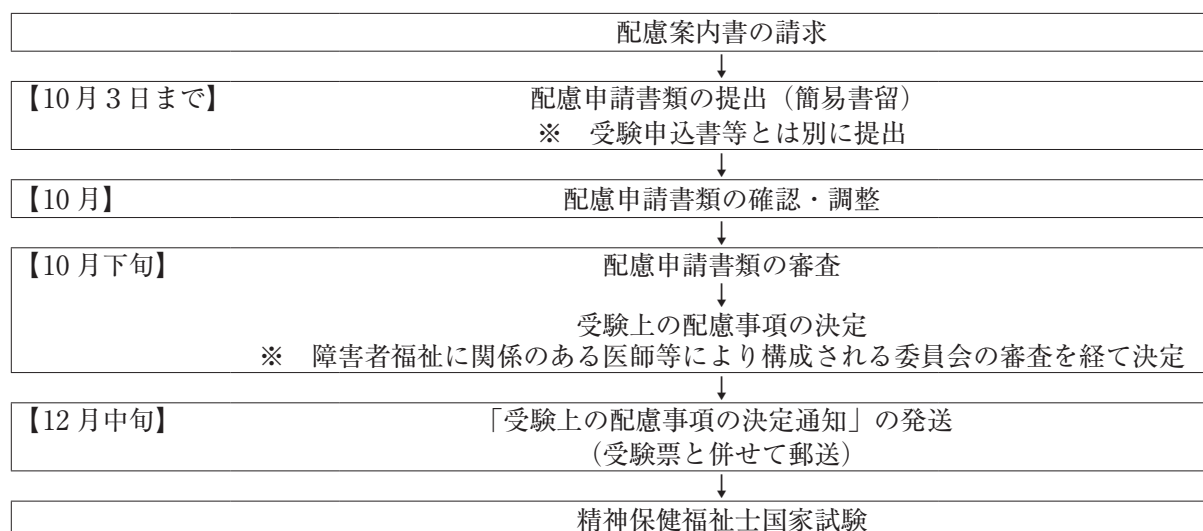
- ① 受験申込書の「障害等のある方の受験上の配慮の希望」欄「あり」の□の塗りつぶし（36・37ページ⑨参照）
 - ② 「障害等のある方の受験上の配慮申請書（以下、「配慮申請書」）」の提出
 - ③ 医師の「診断・意見書（指定様式）」・「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」の提出（②と併せて提出）
- ※ 「配慮申請書」及び医師の「診断・意見書（指定様式）」は、「配慮案内書」に同封してお送りします。

※ 過去に受験上の配慮を受けて受験した方も、「配慮申請書」の提出が必要です。

3 注意事項

- 「配慮申請書」は、受験申込受付期間内に、受験申込書等とは別に提出してください。原則、期間外の配慮申請はできません。
- 決定された「受験上の配慮事項」は、受験票と併せて郵送します。
- 「配慮申請書」を介護福祉士国家試験の受験申し込みの際に提出していれば、精神保健福祉士国家試験・社会福祉士国家試験を併せて受験する場合に、再度の提出は不要です。
- 精神保健福祉士国家試験と社会福祉士国家試験を同時に受験する方は、「配慮案内書」は1部のみご請求ください。ただし、受験申込書は、精神保健福祉士・社会福祉士それぞれの「障害等のある方の受験上の配慮の希望」欄「あり」の□を塗りつぶしてください。

受験上の配慮申請の流れ



● 受験上の配慮の例

下表の内容に該当し、受験上の配慮を希望する方は、受験申込受付期間内に配慮申請書類を提出してください。

障害別	受験上の配慮の対象となる方	受験上の配慮の例
視覚障害	・全盲の方 ・点字による解答を希望する方 ・拡大鏡等を使用しても文字等の認識が困難な方 ・上記以外の視覚障害がある方	点字問題、点字解答、音声問題、代筆解答、拡大文字問題、文字解答、試験時間の延長、拡大鏡の持参使用 等
聴覚障害	・試験監督員の発言の聞き取りに不安がある方	手話通訳者の配置、発言事項等の文書による伝達 等
肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことが困難な方 ・体幹または両上肢の機能障害により筆記が困難な方 ・下肢の機能障害により歩行が困難な方 ・上記以外の肢体不自由がある方	チェック式解答、代筆解答、試験時間の延長、車いす、杖の持参使用 等
精神障害、精神疾患等	・発達障害*、高次脳機能障害、てんかん、パニック症状等があり、少人数の試験室での受験等の配慮が必要な方	別室（少人数）の設定 等
	（上記*について） ・発達障害のうち、限局性学習症等により、特異的に「読み」、「書き」に障害がある等、試験問題を読むこと、解答用紙に書くことに時間がかかる方	別室（少人数）の設定、試験時間の延長※ 等 ※希望どおりとならない場合があります。
その他 病弱、妊娠	・妊娠中で別室（少人数）を希望する方 ・その他心身上の事情がある方	別室（少人数）の設定 等

※ 配慮申請には受験上の配慮事項が必要な理由が明記された医師の「診断・意見書（指定様式）」、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」の提出が必要となります。

※ 受験上の配慮事項は、すべての受験者の公平性の観点から障害者福祉に関係のある医師等により構成される委員会の審査を経て決定しますので、希望どおりとならない場合があります。

● 受験上の配慮申請が不要な例

- ・疾病等のため、「試験中の服薬、飲水」をしたい方
- ・疾病等のため、「試験中に目薬」をさしたい方

➡上記2項目は、その都度試験監督員にお申し出いただければ可能です。

受験申込受付期間内（令和7年10月3日（金）まで）に「障害等のある方の受験上の配慮申請」をしてください。原則、期間外の申請はできません。

● 受験申込受付期間終了後に発症した病気、不慮の事故、妊娠等の対応について

受験申込受付期間終了後に発症した病気、不慮の事故、妊娠等の対応については、原則、軽微なものに限り対応できる場合があります（試験日15日前まで）。下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先 配慮係
☎ 03-3486-7521（平日9：30～17：00） FAX 03-3486-7527

7 出題基準・合格基準

出題基準	試験センターホームページに「精神保健福祉士国家試験出題基準・合格基準」を掲載しています。 (URL) https://www.sssc.or.jp/seishin/kijun/index.html	
合格基準	次の2つの条件を満たした方を合格者とします。 (1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の方 (2) (1)を満たした方のうち、以下の9科目群（ただし、(注)2に該当する方にあっては5科目群）の各科目群すべてにおいて得点があった方 ①精神医学と精神医療 ②現代の精神保健の課題と支援 ③精神保健福祉の原理 ④ソーシャルワークの理論と方法（専門） ⑤精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論 ⑥医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム ⑦社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度 ⑧地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉 ⑨ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎 (注) 1 配点は、1問1点の132点満点です。 2 精神保健福祉士法施行規則第6条の規定による試験科目の一部免除を受けた方にあっては、配点は、1問1点の48点満点です。	
合格基準点 及び正答	令和8年3月3日(火) 14時	合格基準点及び正答は、試験センターホームページに掲載します。 ※ 結果通知の発送日程等については、裏表紙をご確認ください。

8 受験申し込み後の注意事項

① 提出書類は返却できません	受験申込書等の受付後は、提出書類は一切返却できません。 ※コピーまたは写真等のデータで、手元に残されることをお勧めします。																		
② 申込書等に不備があった場合	受験申込書に不備があったり、受験資格が確認できなかった場合は、受理できませんので返送します。 受験申込書類を提出する際には、受験用写真等確認票の提出書類チェック表（42ページ参照）により、不備がないよう十分に確認してください。																		
③ 希望試験地は変更できません	受験申込書の「希望試験地」欄は、必ず□を塗りつぶし、希望試験地を明確にしてください。塗りつぶしていない場合、試験センターが現住所で判断し、試験地を決めます。 受験申し込み後の「希望試験地」の変更はできません。																		
④ 受験票の発送	令和7年12月12日（金）投函（郵送） ○ 受験資格「見込」の方は、受験票の受験資格欄に「見込」と印字されます（該当者は下記⑤参照）。 ○ 「見込」の受験票を交付された方は、その後「確定した証明書」を提出しても、新たに「確定」の受験票は交付はしません。既に交付された「見込」の受験票で受験してください。 ○ 「確定した証明書」「受験申込書記載事項変更届」を提出していても、受験票に「見込」または変更前の住所、氏名等が印字されている場合がありますが、試験センターで変更の処理をしています。この場合、受験票の氏名が変更前のものでも、試験当日は既に交付された受験票で受験してください。 ※ 12月22日（月）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 受験票は、座席間違い防止等のため、受験種類（一般・同時・免除）ごとに色等の表記が異なります。 ※ 試験終了後も、受験票は大切に保管してください。																		
⑤ 「卒業（修了）見込み」及び「実務経験見込み」で受験申し込みした場合	「卒業（修了）後」または「実務経験を満たした後」、次の証明書の原本を提出期限までに提出してください。 <u>期限までに提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、この試験は無効となります。</u> <table><tr><th>受験申込区分</th><th>見込みの種類</th><th>提出証明書</th><th>提出期限</th><th>記入例</th></tr><tr><td>区分1</td><td>大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）</td><td>卒業証明書・指定科目履修証明書（成績証明書は不可）</td><td rowspan="3">令和8年4月10日（金）（消印有効）</td><td>44・45ページ</td></tr><tr><td>区分4</td><td>短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）</td><td>卒業（修了）証明書（卒業（修了）証書は不可）</td><td>養成施設が発行する様式</td></tr><tr><td>区分2 区分3</td><td>実務経験（短大等＋実務経験）</td><td>実務経験証明書</td><td>46・47ページ</td></tr></table> ※ あて先・提出方法は、⑦参照。	受験申込区分	見込みの種類	提出証明書	提出期限	記入例	区分1	大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）	卒業証明書・指定科目履修証明書（成績証明書は不可）	令和8年4月10日（金）（消印有効）	44・45ページ	区分4	短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）	卒業（修了）証明書（卒業（修了）証書は不可）	養成施設が発行する様式	区分2 区分3	実務経験（短大等＋実務経験）	実務経験証明書	46・47ページ
受験申込区分	見込みの種類	提出証明書	提出期限	記入例															
区分1	大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）	卒業証明書・指定科目履修証明書（成績証明書は不可）	令和8年4月10日（金）（消印有効）	44・45ページ															
区分4	短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）	卒業（修了）証明書（卒業（修了）証書は不可）		養成施設が発行する様式															
区分2 区分3	実務経験（短大等＋実務経験）	実務経験証明書		46・47ページ															
⑥ 氏名・現住所を変更した場合	受験票及び結果通知等は、すべて受験申込書に記載された現住所に郵送します。 受験申し込み後に、「氏名」「現住所」を変更した場合（誤記入を含む）は、直ちに「受験申込書記載事項変更届」（様式77ページ）を提出してください。 ※ あて先・提出方法は、⑦参照。																		

⑦ 受験申し込み後に提出する書類のあて先・提出方法 (⑤、⑥)	○ あて先 受験申し込み後に提出するすべての提出書類のあて先は、次のとおりです。 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 精神保健係 ○ 提出方法 a 封筒（大きさ・型式自由）のおもて左端に下記のように提出書類の内容を記入し、必ず「簡易書留」で郵送してください。 ⑤ ⇒ 「<u>証明書在中</u>」 ⑥ ⇒ 「<u>変更届在中</u>」 b 受験票が届いた後に提出する場合は、提出書類の右上余白に受験番号を記入してください。 c 簡易書留の控えは、合否の結果通知を受け取るまで保管してください。 <u>簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合は、試験センターでは責任を負いません。</u>				
⑧ 送付した書類等の到着の確認	試験センターでは、<u>郵送された受験申込書等の書類が到着しているかについての照会には応じることができません</u>（郵送時に交付される書留郵便物受領書の引受番号により、郵便局（ホームページを含む）で確認することができます）。				
⑨ 合格発表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> ホームページ掲載 令和8年 3月3日（火） 14時 </td><td style="padding: 5px;"> 合格者の受験番号を試験センターのホームページ上に掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 結果通知発送 令和8年 3月6日（金） </td><td style="padding: 5px;"> ○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ・受験資格見込みで受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、令和8年4月10日（金）（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格が確定した証明書が3月6日（金）以降に試験センターに到着した場合、受験資格の確定を確認後、結果通知を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり、結果通知は送付しません。 ※ 3月13日（金）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 区分1及び4の場合、大学等によっては、「卒業証明書」等を3月13日（金）以降にまとめて試験センターに提出する場合がありますので、試験センターに問い合わせる前に、大学等に確認してください。 </td></tr> </table>	ホームページ掲載 令和8年 3月3日（火） 14時	合格者の受験番号を試験センターのホームページ上に掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。	結果通知発送 令和8年 3月6日（金）	○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ・受験資格見込みで受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、令和8年4月10日（金）（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格が確定した証明書が3月6日（金）以降に試験センターに到着した場合、受験資格の確定を確認後、結果通知を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり、結果通知は送付しません。 ※ 3月13日（金）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 区分1及び4の場合、大学等によっては、「卒業証明書」等を3月13日（金）以降にまとめて試験センターに提出する場合がありますので、試験センターに問い合わせる前に、大学等に確認してください。
ホームページ掲載 令和8年 3月3日（火） 14時	合格者の受験番号を試験センターのホームページ上に掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。				
結果通知発送 令和8年 3月6日（金）	○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ・受験資格見込みで受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、令和8年4月10日（金）（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格が確定した証明書が3月6日（金）以降に試験センターに到着した場合、受験資格の確定を確認後、結果通知を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり、結果通知は送付しません。 ※ 3月13日（金）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 区分1及び4の場合、大学等によっては、「卒業証明書」等を3月13日（金）以降にまとめて試験センターに提出する場合がありますので、試験センターに問い合わせる前に、大学等に確認してください。				

9 試験当日の注意事項

(1) 注意事項		
持 参 物 品	下記以外のものは机上に置けません。 試験監督員の指示に従い、かばんの中にしまい、足元に置いてください。 ① 受験票 ② H B の鉛筆またはシャープペンシル（ボールペンは不可）、プラスチック消しゴム、鉛筆削り（カッター等の刃物は不可） ③ 腕時計（置時計は不可。スマートウォッチなど、時計機能以外の機能（端末機能、通信機能、辞書機能）があるものは不可）	
	※ 上履き（スリッパ含む）を必要とする会場は、受験票に記載しています。 <u>必ず上履き（スリッパ含む）と靴袋を持参してください。</u> ※ ボールペンは、マークシートの読み取りができない場合があるため、使用できません。 ※ 耳栓は、試験監督員等の指示が聞こえない場合があるため、使用できません。 ※ 天候、試験室により寒い場合がありますので、防寒対策（ひざ掛け等の用意）をしてください。 ※ 時計のアラーム機能は必ず止めておいてください。	
試 験 会 場 開 場 ・ 入 室 時 間	令和8年1月31日(土)	13時25分から注意事項等の説明が始まります。 12時45分から13時20分までの間に必ず入室してください。
	令和8年2月1日（日）	9時25分から注意事項等の説明が始まります。 8時30分から9時20分までの間に必ず入室してください。
試 験 室 へ の 入 室	① 試験会場入口付近に試験室案内を、試験室入口に受験者座席表を、受験番号で掲示します。 ② 同一試験会場で社会福祉士国家試験等他の試験が行われる場合があります。精神保健福祉士国家試験の試験室であることを必ず確認してください。 ③ 試験室及びトイレ以外の場所には、立ち入らないでください。 ④ 試験会場は、入室時間にならないと立ち入りできません。待機場所也没有ありません。	
座 席	① 座席は、机上に貼り付けられた受験番号を受験票で確認してください。 ② 受験票は、試験監督員から受験番号が見えるよう机上通路側に置いてください。	
昼 食	① 昼食・飲物は、各自用意してください。 ② ごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください。試験会場に設置されているごみ箱は使用禁止です。駅や近隣商店のごみ箱にも捨てないでください。	
(2) 不正を行った場合について		
受験申し込みにあたって虚偽または不正の事実が認められた場合や、試験当日に不正行為が判明した場合（下記参照）、その <u>受験を停止または試験を無効とすることがあります</u> （49ページ法第8条参照）。 なお、悪質な不正行為が確認された場合は、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。		
不正行為の例		
① 試験時間中、携帯電話等を身につけている、または使用が確認された場合 ② カンニングが確認された場合 ③ 試験終了時、筆記具、消しゴムを机に置かず持っている場合 ④ 退室可能時刻前に退室した場合 ⑤ 解答用紙を提出せず試験室から持ち出した場合 ※ その他、 <u>試験監督員等の指示に従わない場合は、試験を無効とする場合があります。</u>		

(3) 携帯電話等の通信機器の取り扱いについて

- ① 不正行為防止等の観点から、試験会場では携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。
携帯電話等の通信機器は、電源を切ってかばんの中にしまってください。
- ② 試験開始前に、試験監督員の指示により一斉に机の上に出していただき、電源が切られているか確認し、かばんの中にしまってください。この指示後に携帯電話等を使用した場合、身につけている場合は不正行為となり、試験を無効とする場合があります。
※ 試験当日までに必ず自身で電源の入り切りができるよう、操作方法の確認をお願いします。
- ③ 試験時間中に鳴らないよう、アラーム等の設定も、必ず解除しておいてください。

(4) 試験会場に関する禁止事項等

- ① 受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場は受験票の試験会場案内図で必ず確認してください。
- ② 試験会場となる学校や展示ホール等では、試験業務は行っておりませんので、電話による道順の照会等は絶対にしないでください。
- ③ 試験会場の下見はできません。
- ④ 試験会場では、指定された喫煙場所以外での喫煙を禁止します。
全面禁煙の会場では、喫煙は一切できません。会場付近での路上喫煙も禁止します。
- ⑤ 試験会場へは、公共交通機関を利用してご来場ください。
自家用車での送迎は、混雑、渋滞等の原因となりますので、ご遠慮ください。
近隣店舗や近隣施設駐車場への駐車は、営業妨害となりますので、絶対にしないでください。近隣から苦情があった場合、直ちに警察へ通報します。
試験会場へのアクセス方法は、受験票でご案内しますので、必ずご確認ください。
- ⑥ 試験会場での盗難・忘れ物は、試験センターでは責任を負えませんので、ご注意ください。
- ⑦ 試験当日、試験会場付近で、業者が合否連絡等の勧誘を行っている場合がありますが、試験センターとは一切関係ありません。

(5) 欠席について

- ① 試験当日に欠席する場合、試験センターに連絡する必要はありません。
- ② 欠席した場合、受験手数料は返還できません（49ページ法第9条第2項参照）。
- ③ 欠席した場合、合格発表に関する通知はありません。
- ④ 欠席した場合、次回受験する際には、新たに申込手続きが必要です。

Ⅱ 受験資格と受験申込区分

1 受験資格と受験申込区分

精神保健福祉士国家試験は、法令等により受験資格が定められています。

次のいずれかに該当する区分で受験申し込みをしてください。

【精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）】（49ページ参照）

(1) 大学等で「指定科目」を履修した方（法第7条第1号、第4号及び第7号）

受験申込区分	受験資格		備考
	学歴等	実務経験	
区分1	大学卒業	指定科目履修	「指定科目」 16～17ページ参照 「学校コード」 18～24ページ参照
	大学院への飛び入学		
	大学院修了		
	4年制専門学校卒業		
区分2	3年制短期大学等卒業	実務経験1年以上	「実務経験コード」 26～34ページ参照
区分3	2年制短期大学等卒業	実務経験2年以上	

(2) 精神保健福祉士「短期養成施設、一般養成施設」を卒業した方（法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号及び第11号）

受験申込 区 分	受験資格	(参考) 精神保健福祉士養成施設入学資格		備 考		
		学 歴 等			実務経験	
区分 4	短期養成施設卒業	大学等卒業等	基礎科目履修		「学校コード」 21～24ページ参照	
		3 年制短期大学等卒業		実務経験 1 年以上		
		2 年制短期大学等卒業		実務経験 2 年以上		
		社会福祉士				
	一般養成施設卒業	大学等卒業等				
		3 年制短期大学等卒業		実務経験 1 年以上		
		2 年制短期大学等卒業		実務経験 2 年以上		
				実務経験 4 年以上		

※ 区分1 ～ 区分4 の受験資格で見込みにより受験できる方

- 区分1 令和8年3月31日までに、大学、大学院、4年制専門学校で「指定科目」を履修し、卒業（修了）する見込みの方
- 区分2 } 短期大学等で「指定科目」を履修して卒業した後、令和8年3月31日までに必要な実務経験を満たす見込みの方
- 区分3 }
- 区分4 令和8年3月31日までに、精神保健福祉士「短期養成施設、一般養成施設」を卒業（修了）する見込みの方

(3) 過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方

「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」（法附則第2条）の受験資格は、第5回試験（平成15年3月31日）で終了しました。この受験資格では第6回以降の試験は受けることができません。

受験申込区分	対象となる条件	備考
区分5	第27回以前の精神保健福祉士国家試験で受験票を受け取った方で、次の①または②のいずれかに該当する方が、区分5に該当します。 ① 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」である方。 ② 受験票の受験資格欄が「受験資格見込」で、指定した期日までに確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を提出し、受験資格が確定している方。 ※ 該当しない方は、区分1～区分4で申し込んでください。 ※ 区分5の対象者は、「受験資格確定済申出書」を提出すれば、学校や施設等からの証明書は不要です。 【第1回～第27回試験で受験票を受け取った方】 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」または「受験資格見込」 ↓「受験資格確定」 ↓「受験資格見込」 指定した期日までに、確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を提出したか 提出した ← 区分5で申し込み 提出していない → 区分1～区分4で申し込み	「受験資格確定済申出書」 48ページ参照

2 指定科目 区分1・区分2・区分3

精神保健福祉士国家試験を受験するために、大学等において履修しなければならない指定科目は省令により次のとおりとなっています（14ページ「1 受験資格と受験申込区分の(1)」に該当する方）。

指定科目の履修について

- ・ 学校、入学年度（編入等を含む）等によって、次のいずれかの履修が必要です。
- ・ どの履修も受験資格となりますが、混在はできません。

注： 大学等において開講している科目の名称等が「指定科目」と異なる場合は、厚生労働省の通知「精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について（令和3年1月4日付け障発0104第1号）」による読替の範囲にある科目または大学等が厚生労働省に科目読替を申請して個別に認定された科目に限ります。

個別科目の読替については、大学等に確認してください。

◆ 指定科目を履修できる（または履修できた）大学等は18～24ページを参照

(1) 令和3年4月入学者から適用の指定科目⇒57ページの証明書を使用

【指定科目】精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 医学概論 | ⑫ 現代の精神保健の課題と支援 |
| ② 心理学と心理的支援 | ⑬ ソーシャルワークの基盤と専門職 |
| ③ 社会学と社会システム | ⑭ 精神保健福祉の原理 |
| ④ 社会福祉の原理と政策 | ⑮ ソーシャルワークの理論と方法 |
| ⑤ 地域福祉と包括的支援体制 | ⑯ ソーシャルワークの理論と方法（専門） |
| ⑥ 社会保障 | ⑰ 精神障害リハビリテーション論 |
| ⑦ 障害者福祉 | ⑱ 精神保健福祉制度論 |
| ⑧ 権利擁護を支える法制度 | ⑲ ソーシャルワーク演習 |
| ⑨ 刑事司法と福祉 | ⑳ ソーシャルワーク演習（専門） |
| ⑩ 社会福祉調査の基礎 | ㉑ ソーシャルワーク実習指導 |
| ⑪ 精神医学と精神医療 | ㉒ ソーシャルワーク実習 |

(2) 平成24年4月から令和3年3月までの入学者に適用の指定科目 ⇒ 59ページの証明書を使用

【指定科目】改正前の精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条

- | | |
|--|---------------------|
| ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目 | ⑪ 精神保健の課題と支援 |
| ② 現代社会と福祉 | ⑫ 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎） |
| ③ 地域福祉の理論と方法 | ⑬ 精神保健福祉相談援助の基盤（専門） |
| ④ 社会保障 | ⑭ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 |
| ⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度 | ⑮ 精神保健福祉に関する制度とサービス |
| ⑥ 福祉行財政と福祉計画 | ⑯ 精神障害者の生活支援システム |
| ⑦ 保健医療サービス | ⑰ 精神保健福祉援助演習（基礎） |
| ⑧ 権利擁護と成年後見制度 | ⑱ 精神保健福祉援助演習（専門） |
| ⑨ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | ⑲ 精神保健福祉援助実習指導 |
| ⑩ 精神疾患とその治療 | ⑳ 精神保健福祉援助実習 |

(3) 平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用の指定科目 ⇒ 61ページの証明書を使用

【指定科目】平成20年厚生労働省告示第307号

- | | |
|--|-----------------|
| ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目 | ⑨ 精神医学 |
| ② 現代社会と福祉 | ⑩ 精神保健学 |
| ③ 地域福祉の理論と方法 | ⑪ 精神科リハビリテーション学 |
| ④ 社会保障 | ⑫ 精神保健福祉論 |
| ⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度 | ⑬ 精神保健福祉援助技術総論 |
| ⑥ 福祉行財政と福祉計画 | ⑭ 精神保健福祉援助技術各論 |
| ⑦ 保健医療サービス | ⑮ 精神保健福祉援助演習 |
| ⑧ 権利擁護と成年後見制度 | ⑯ 精神保健福祉援助実習 |

(4) 平成21年3月までの入学者に適用の指定科目 ⇒ 63ページの証明書を使用

【指定科目】平成10年厚生省告示第8号

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 精神医学 | ⑦ 精神保健福祉援助技術総論 |
| ② 精神保健学 | ⑧ 精神保健福祉援助技術各論 |
| ③ 精神科リハビリテーション学 | ⑨ 精神保健福祉援助演習 |
| ④ 精神保健福祉論 | ⑩ 精神保健福祉援助実習 |
| ⑤ 社会福祉原論 | ⑪ 医学一般 |
| ⑥ 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目 | ⑫ 心理学、社会学、法学のうち1科目 |

学校コード番号表

(注) 現在は指定科目を履修できない学校が含まれています。

(1) 大学、大学院学校コード 区分1

都道府県	学校コード	学 校 名	都道府県	学校コード	学 校 名
北 海 道	D2360	旭川市立大学	埼 玉 県	D1010	埼玉県立大学
	D0690	札幌学院大学		D0780	聖学院大学
	D0200	星槎道都大学		D0660	東京国際大学
	D2140	名寄市立大学		D0230	東洋大学
	D2620	日本医療大学 (通学)		D0680	文京学院大学
	D2640	日本医療大学 (通信)		D0350	文教大学
	D1100	北翔大学		D0390	立教大学
	D0360	北星学園大学		D0730	立正大学
	D0640	北海道医療大学	千 葉 県	D1480	川村学園女子大学
	D1470	北海道教育大学		D0140	淑徳大学
青 森 県	D0990	青森県立保健大学		D1840	順天堂大学
	D0020	青森大学		D0570	城西国際大学
	D0920	弘前学院大学		D0790	聖徳大学 (通学)
岩 手 県	D0770	岩手県立大学		D1490	聖徳大学 (通信)
				D0610	東京成徳大学
宮 城 県	D0700	仙台白百合女子大学	東 京 都	D0810	桜美林大学
	D0220	東北福祉大学 (通学)		D1020	大妻女子大学
	D1630	東北福祉大学 (通信)		D1280	杏林大学
	D1000	東北文化学園大学		D0120	駒澤大学
秋 田 県	D1980	秋田看護福祉大学		D0160	上智大学
福 島 県	D1450	医療創生大学		D0310	昭和女子大学
	D2070	東日本国際大学		D0170	大正大学
	D1760	福島学院大学		D2500	大正大学 大学院
茨 城 県	D0030	茨城キリスト教大学		D2520	帝京科学大学
栃 木 県	D0710	国際医療福祉大学		D0800	帝京平成大学
群 馬 県	D1550	群馬医療福祉大学		D1030	東京家政学院大学
	D2030	創造学園大学		D1540	東京家政大学
	D1270	高崎健康福祉大学		D2580	東京通信大学
	D1120	東京福祉大学 (通学)		D0260	日本社会事業大学
	D1110	東京福祉大学 (通信)			

都道府県	学校コード	学 校 名	都道府県	学校コード	学 校 名
東 京 都	D0270	日本女子大学	愛 知 県	D0850	金城学院大学
	D1460	日本女子大学 大学院		D0210	同朋大学
	D1130	法政大学		D0280	日本福祉大学（通学）
	D0820	武蔵野大学		D1340	日本福祉大学（通信）
	D0370	明治学院大学	三 重 県	D0940	皇學館大学
	D1510	明星大学		D1820	鈴鹿医療科学大学
	D1790	目白大学	滋 賀 県	D0400	龍谷大学
	D0290	ルーテル学院大学	京 都 府	D1720	京都光華女子大学
神奈川県	D1670	神奈川県立保健福祉大学		D1200	京都ノートルダム女子大学
	D1560	田園調布学園大学		D0090	京都府立大学
	D0600	東海大学		D1800	京都文教大学
	D0830	東洋英和女学院大学		D0150	種智院大学
新 潟 県	D1360	新潟医療福祉大学		D0190	同志社大学
	D1350	新潟青陵大学		D0300	花園大学
石 川 県	D2350	北陸学院大学		D1420	花園大学 大学院
福 井 県	D0930	福井県立大学		D0330	佛教大学（通学）
山 梨 県	D1750	健康科学大学		D0340	佛教大学（通信）
	D1910	山梨県立大学		D0450	立命館大学
長 野 県	D2600	佐久大学	大 阪 府	D2130	大阪樟蔭女子大学
	D0240	長野大学		D0040	大阪市立大学
岐 阜 県	D1300	岐阜協立大学		D1740	大阪体育大学
	D0840	中部学院大学（通学）		D1330	大阪大学
	D1710	中部学院大学（通信）		D1370	大阪人間科学大学
	D0430	東海学院大学		D0050	大阪府立大学
静 岡 県	D2170	静岡福祉大学		D0860	関西福祉科学大学
	D1580	聖隷クリストファー大学		D0950	四天王寺大学
愛 知 県	D0010	愛知県立大学		D2100	千里金蘭大学
	D1810	愛知淑徳大学		D0870	梅花女子大学
	D0530	愛知みずほ大学		D1140	平安女学院大学

都道府県	学校コード	学 校 名	都道府県	学校コード	学 校 名
大 阪 府	D0380	桃山学院大学	徳 島 県	D1770	徳島文理大学
兵 庫 県	D1600	関西国際大学	香 川 県	D0130	四国学院大学
	D0880	関西福祉大学	愛 媛 県	D0420	聖カタリナ大学
	D0070	関西学院大学		D1050	松山東雲女子大学
	D2120	甲子園大学	高 知 県	D0970	高知県立大学
	D1170	神戸医療未来大学	福 岡 県	D2340	九州産業大学
	D1970	神戸学院大学		D1150	久留米大学
	D0760	神戸女学院大学		D1410	西南学院大学
	D0750	神戸女子大学		D0580	西南女学院大学
	D1230	神戸親和女子大学（通学）		D1060	筑紫女学園大学
	D2160	神戸親和女子大学（通信）		D1610	福岡医療福祉大学
	D2370	兵庫大学		D0510	福岡県立大学
	D1380	武庫川女子大学	佐 賀 県	D0250	西九州大学
奈 良 県	D1830	帝塚山大学	長 崎 県	D1530	鎮西学院大学
	D0520	天理大学		D1190	長崎国際大学
島 根 県	D1040	島根大学		D0620	長崎純心大学
岡 山 県	D0540	岡山県立大学	熊 本 県	D0980	九州看護福祉大学
	D0480	川崎医療福祉大学		D2210	九州看護福祉大学 大学院
	D0180	吉備国際大学		D1700	九州ルーテル学院大学
広 島 県	D0320	県立広島大学		D0560	熊本学園大学
	D1690	広島国際学院大学	大 分 県	D0910	大分大学
	D0960	広島国際大学		D1620	別府大学
	D2240	広島文化学園大学	宮 崎 県	D1080	九州医療科学大学
	D1180	広島文教大学	鹿児島県	D0060	鹿児島国際大学
	D0630	福山平成大学		D2560	志学館大学
山 口 県	D1520	宇部フロンティア大学	沖 縄 県	D0410	沖縄国際大学
	D2180	東亜大学		D1090	沖縄大学
	D0650	山口県立大学	D9999		上記に学校名がない場合

※ コードはよく確認して、正確に記入してください（通信課程は同一大学でも別コードになっています）。

＜例＞ 日本福祉大学（通学）……………D0280
日本福祉大学（通信）……………D1340

(2) 短大、専門学校、養成施設等学校コード 区分1・区分2・区分3・区分4

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1	区分2	区分3	区分4	
		4年制 専門学校 ↓	3年制短大等 +実務1年 ↓	2年制短大等 +実務2年 ↓	短期養成施設 ↓	一般養成施設 ↓
北 海 道	札幌お茶の水アーバン ビジネス専門学校			S1023		
	札幌心療福祉専門学校		S0022			
	星槎道都大学				S1687(通信)	S1684(通信)
	専門学校北海道福祉・保育 大学校	S0031				S0035(昼間) S0036(夜間)
	日本医療大学 生涯学習 センター				S0047(通信)	S0044(通信)
	北都保健福祉専門学校		S1012			
	北海道ハイテクノロジー 専門学校		S1312			
岩 手 県	MCL盛岡医療福祉スポー ツ専門学校				S1047(通信)	S1044(通信)
宮 城 県	仙台医療福祉専門学校				S0067(通信)	
福 島 県	アイシーケア専門学校					S0575(昼間)
	福島学院大学短期大学部			T0323		
栃 木 県	東洋パラメディカル学院		S0092			
	マロニエ医療福祉専門学校	S0101	S0102		S0107(通信)	
群 馬 県	群馬社会福祉専門学校				S1797(通信)	
	群馬松嶺福祉短期大学			T0063		
	専門学校高崎福祉医療カレッジ				S1607(通信)	S1604(通信)
	東京福祉大学				S1807(通信)	
	前橋医療福祉専門学校					S1095(昼間)
埼 玉 県	埼玉福祉・保育専門学校		S0122			
千 葉 県	江戸川学園おおたかの森専門 学校		S0832	S0833		
	国際医療福祉専門学校			S0723	S0727(通信) S0728(昼間)	S0724(通信) S0725(昼間)
東 京 都	アルファ医療福祉専門学校				S0947(通信)	S0944(通信)
	お茶の水医療秘書歯科助手 専門学校		S1352			

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1 4 年 制 専門学校 ↓	区分2 3 年制短大等 +実務1年 ↓	区分3 2 年制短大等 +実務2年 ↓	区分4 短期養成施設 ↓	一般養成施設 ↓
東 京 都	首都医校					S1565(昼間) S1566(夜間)
	上智社会福祉専門学校				S0147(通信)	
	東京医薬専門学校		S0892			
	東京医療福祉専門学校					S1236(夜間)
	東京国際福祉専門学校	S0151	S0152			S0156(夜間)
	東京豊島IT医療福祉専門学校					S1534(通信) S1535(昼間)
	東京福祉専門学校	S0181	S0182			S0185(昼間) S0186(夜間)
	東京福祉保育専門学校				S0167(通信)	S0164(通信) S0166(夜間)
	東京未来大学福祉保育 専門学校				S1757(通信)	S1754(通信)
	日本社会事業大学				S0667(通信)	S0664(通信)
	日本福祉教育専門学校		S0172		S0177(通信) S0179(夜間)	S0174(通信) S0175(昼間) S0176(夜間)
	臨床福祉専門学校					S1225(昼間)
神 奈 川 県	神奈川社会福祉専門学校			S0213		
	茅ヶ崎リハビリテーション 専門学校	S0701				
	Y M C A 健康福祉専門学校				S0227(通信)	
	Y M C A 福祉専門学校				S0967(通信)	
新 潟 県	国際こども・福祉カレッジ	S0241	S0242			S0245(昼間)
	日本福祉医療専門学校				S0647(通信)	S0644(通信)
富 山 県	富山福祉短期大学			T0173		
	北陸ビジネス福祉専門学校					S1105(昼間)
石 川 県	金沢製菓調理福祉専門学校					S0255(昼間)
長 野 県	文化学園長野専門学校	S1031	S1032	S1033		
静 岡 県	静岡医療科学専門学校					S0615(昼間)
愛 知 県	あいち福祉医療専門学校					S1115(昼間)

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1 4 年 制 専門学校 ↓	区分2 3 年制短大等 +実務1年 ↓	区分3 2 年制短大等 +実務2年 ↓	区分4 短期養成施設 ↓ 一般養成施設 ↓
愛 知 県	東海医療科学専門学校				S1814(通信)
	東海医療福祉専門学校				S1124(通信) S1125(昼間) S1126(夜間)
	名古屋医専				S1545(昼間) S1546(夜間)
	日本医療福祉専門学校				S0655(昼間) S0656(夜間)
	日本総合研究所				Y0047(通信)
	日本福祉大学 中央福祉専門学校				S0687(通信)
	保育・介護・ビジネス名古屋専門学校		S0632		S0637(通信) S0635(昼間) S0636(夜間)
三 重 県	聖十字福祉専門学校				S0308(昼間)
京 都 府	華頂短期大学			T0213	
	京都医健専門学校				S1706(夜間)
	京都医療福祉専門学校			S0913	S0917(通信) S0914(通信)
大 阪 府	大阪医専				S0735(昼間) S0736(夜間)
	大阪医療技術学園専門学校		S0582	S0583	
	大阪医療福祉専門学校	S1251			
	大阪健康ほいく専門学校				S0997(通信) S0994(通信) S0995(昼間)
	大阪国際福祉専門学校		S0902		
	大阪体育大学短期大学部			T0283	
	大阪バイオメディカル 専門学校		S1492		
	大阪ハイテクノロジー 専門学校	S0591	S0592		
	大阪保健福祉専門学校	S0311		S0313	S0314(通信) S0316(夜間)
	大阪Y M C A 国際専門学校			S1183	
	日本メディカル福祉専門学校				S0697(通信) S0694(通信)
兵 庫 県	神戸医療福祉専門学校須磨校		S0352		
	神戸医療福祉専門学校中央校		S0802		S0806(夜間)
	播磨保健福祉学院				Y0057(通信)

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分 1 4 年 制 専門学校 ↓	区分 2 3 年制短大等 +実務 1 年 ↓	区分 3 2 年制短大等 +実務 2 年 ↓	区分 4 短期養成施設 ↓	一般養成施設 ↓
岡 山 県	旭川荘厚生専門学校 吉井川キャンパス					S1145 (昼間)
広 島 県	I W A D 環境福祉専門学校			S1243		S1246 (夜間)
	穴吹国際みらい専門学校				S1737 (通信)	
	専門学校福祉リソース カレッジ広島				S1157 (通信)	S1154 (通信) S1155 (昼間)
	広島福祉専門学校				S0417 (通信)	
山 口 県	山口福祉専門学校				S0468 (昼間)	S0465 (昼間)
	Y I C 看護福祉専門学校		S0452			
香 川 県	専門学校穴吹パティシエ 福祉カレッジ				S1387 (通信)	S1384 (通信)
愛 媛 県	河原医療福祉専門学校		S0472			
	四国中央医療福祉総合学院				S1477 (通信)	S1474 (通信)
福 岡 県	I L P お茶の水医療福祉専門学校		S0512	S0513		
	麻生医療福祉 & 保育専門学校 福岡校		S0492		S0497 (通信)	S0494 (通信) S0495 (昼間)
	アーバン医療福祉専門学校		S0872			
	F・C フチガミ医療福祉専門学校		S0532	S0533	S0537 (通信) S0539 (夜間)	S0534 (通信) S0536 (夜間)
	専門学校共生館 国際福祉医療カレッジ				S0817 (通信)	
	福岡中央医療福祉専門学校				S0448 (昼間)	S0445 (昼間)
佐 賀 県	九州医療専門学校				S0547 (通信)	S0544 (通信) S0545 (昼間)
熊 本 県	熊本社会福祉専門学校		S0552			
	熊本 Y M C A 学院		S1192		S1197 (通信)	
大 分 県	智泉福祉製菓専門学校				S0628 (昼間)	S0625 (昼間)
宮 崎 県	宮崎医療福祉専門学校					S0745 (昼間)
	宮崎保健福祉専門学校					S1005 (昼間)
鹿児島県	城西プロフェッショナル・ カレッジ					S0755 (昼間)
沖 縄 県	沖縄福祉保育専門学校				S1747 (通信)	
上記に学校名がない場合		T9999				

3 実務経験 区分2・区分3

短期大学等で指定科目を履修して卒業し、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験「相談援助の業務の範囲」（14ページ「1 受験資格と受験申込区分(1)の区分2・区分3」に該当する方）は、次の「実務経験コード番号表」の「(2) 施設・職種コード」（26～34ページ）に示した施設（事業）及び職種（精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事した方）のとおりです。

これに示す施設、職種以外の経験は、相談援助の実務経験の対象になりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。また、(2) 施設・職種コードに記載のない施設や職種は、個別に業務内容を確認します。

【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条（指定施設の範囲）】（50ページ参照）

【精神保健福祉士法施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号）】（51ページ参照）

【指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号）別添】（51～55ページ参照）

相談援助の業務 【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について （平成14年5月20日 障精第0520001号）別添】	
精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。 ① 精神障害者の相談 精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供 ② 精神障害者に対する助言、指導 精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導 ③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練 ④ 精神障害者に対するその他の援助 精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援 ⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等 ・ケースカンファレンス等の会議への出席 ・ケース記録等の関係書類の整理 ・職員間の申し送り、連絡、調整 ・関係機関との連絡、調整 なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。	

児童及び乳児の施設（事業）について
児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。 ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法
精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の「実務経験コード番号表」の「(2) 施設・職種コード」（26～34ページ）に示した施設（事業）等及び職種として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項
職種コード（26～34ページ）が「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（上記「相談援助の業務」①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」（65・67ページ）と併せて「相談援助の実務経験申告書」（69ページ）を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

実務経験コード番号表

(1) 法人格コード 区分2・区分3

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法人格（運営主体）	コード
国・地方公共団体等の公的機関	01
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	02
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	03
株式会社、有限会社等の営利法人（人材派遣会社はコード08）	04
特定非営利活動法人（NPO法人）	05
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	06
その他	07
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	08

(2) 施設・職種コード 区分2・区分3

次の施設・事業において精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。（次表の施設種類欄内の番号は、通知の事項番号です。）

実務経験証明書の「施設（事業）種類」、「職種」及び各「コード」欄には、次のうち該当するものを記入してください。

実務経験証明書の「職種」欄に記入する職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。
※記入要領は46・47ページ参照。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
精神科病院 1-(1)		01	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01] ★その他（職種名を記入） [02]
精神保健福祉センター 1-(15)		02	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童福祉法			
障害児通所支援事業を行う施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 1-(7)	03	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	放課後等デイサービス 1-(7)	04	
	居宅訪問型児童発達支援 1-(7)	52	
	保育所等訪問支援 1-(7)	53	
乳児院 1-(3)		05	・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・里親支援専門相談員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
児童養護施設 1-(4)	06	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・里親支援専門相談員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む) 1-(5)	07	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・児童発達支援管理責任者 [01] ・心理担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設) 1-(6)	08	・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童相談所 1-(10)	09	・児童福祉司 [01] ・児童心理司 [01] ・受付相談員 [01] ・相談員 [01] ・電話相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
母子生活支援施設 1-(11)	10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・個別対応職員 [01] ・保育士 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害児相談支援事業を行う施設 1-(8)	11	・相談支援専門員 [01] ・相談支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、
25 ページの職種「★その他」（職種コード 02）に関する注意事項
を必ず確認してください。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
児童自立支援施設 1-(12)	1 2	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童家庭支援センター 1-(13)	1 3	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童自立生活援助事業を行う施設 1-(9)	5 6	・相談援助業務を行う指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・個別対応職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
里親支援センター 1-(14)	8 4	・里親制度等普及促進担当者 [01] ・里親等支援員 [01] ・里親研修等担当者 [01] ・市町村連携支援員 [01] ・養親等相談支援員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設 3-(17)	8 5	・支援コーディネーター [01] ・生活相談支援員 [01] ・就労相談支援員 [01]
妊産婦等生活援助事業を行う施設 3-(18)	8 6	・支援コーディネーター [01] ・母子支援員 [01]
一時保護施設 3-(20)	8 7	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・個別対応職員 [01]
養育支援訪問事業を行っている事業所 3-(23)	8 8	・訪問支援者 [01]
親子再統合支援事業を行っている事業所 3-(24)	8 9	・相談援助業務を行っている職員 [01]
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		
民間あっせん機関 3-(19)	9 0	・養子縁組あっせん責任者 [01] ・相談員 [01]
子ども・若者育成支援推進法		
子ども・若者総合相談センター 3-(22)	9 1	・相談援助業務を行っている職員 [01]
地域保健法		
保健所 1-(2)	1 4	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01]
市町村保健センター 1-(2)	1 5	・心理判定員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種【職種コード】 (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	16	・精神科ソーシャルワーカー【01】 ・医療ソーシャルワーカー【01】
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	17	★その他（職種名を記入）【02】
生活保護法		
救護施設 1-(16)	18	・生活指導員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
更生施設 1-(16)	19	
被保護者就労支援事業を行う事業所 3-(3)	57	・就労支援員【01】
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所 子どもの進路選択支援事業を行う事業所 被保護者地域居住支援事業を行う事業所 3-(3)	58	・就労支援員【01】 ・被保護者就労準備支援担当者【01】 ・家計改善支援員【01】 ・相談支援に従事する者【01】 ・居住支援員【01】
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業] 3-(3)	78	・就労支援員【01】
日常生活支援住居施設 3-(16)	83	・生活支援員【01】 ・生活支援提供責任者【01】
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	20	・精神保健福祉相談員【01】 ・社会福祉士【01】
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	21	・精神科ソーシャルワーカー【01】 ・心理判定員【01】
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	22	★その他（職種名を記入）【02】
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関 3-(7)	59	・主任相談支援員【01】 ・相談支援員【01】
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 3-(7)	60	・就労支援員【01】 ・就労準備支援担当者【01】
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所 3-(7)	61	・家計改善支援員【01】
社会福祉法		
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 3-(4)	62	・専門員【01】
市町村社会福祉協議会 1-(18)	24	・福祉活動専門員【01】 ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】

注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、
25ページの職種「★その他」（職種コード 02）に関する注意事項
を必ず確認してください。

– 30 –

施設（事業）種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設 コード	職種 [職種コード] （職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照）
刑事収容施設法			
刑事施設 3-(15)	65	・ 刑務官 [01] ・ 法務教官 [01] ・ 法務技官（心理） [01] ・ 福祉専門官 [01]	
少年院法			
少年院 3-(15)	66	・ 法務教官 [01] ・ 法務技官（心理） [01] ・ 福祉専門官 [01]	
少年鑑別所法			
少年鑑別所 3-(15)	67	・ 法務教官 [01] ・ 法務技官（心理） [01]	
更生保護事業法			
更生保護施設 1-(24)	30	・ 補導に当たる職員 [01] ・ 福祉職員 [01] ・ 薬物専門職員 [01] ・ 訪問支援職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]	
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター 1-(26)	31	・ 相談支援を担当する職員 [01] ・ 就労支援を担当する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）			
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っ ている施設 3-(10)	68	・ 相談援助業務に従事する職員 [01]
	障害者相談支援事業を 行っている施設 3-(10)	69	
	障害児等療育支援事業を 行っている施設 3-(10)	70	
一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む） 1-(30)	39	・ 相談支援専門員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]	

注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、
25 ページの職種「★その他」（職種コード 02）に関する注意事項
を必ず確認してください。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(27)	3 2	・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01]
	自立訓練を行う施設 1-(27)	3 3	★その他（職種名を記入） [02]
	就労移行支援を行う施設 1-(27)	3 4	・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	就労継続支援を行う施設 1-(27)	3 5	・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	就労定着支援を行う施設 1-(28)	5 4	・就労定着支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	自立生活援助を行う施設 1-(28)	5 5	・地域生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	短期入所を行う施設 1-(28)	3 6	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	重度障害者等包括支援を行う施設 1-(28)	3 7	
	共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む) 1-(28)	3 8	
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む) 1-(31)		4 0	・相談支援専門員 [01] ・相談支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害者支援施設 1-(29)		4 1	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
地域活動支援センター 1-(32)		4 2	・指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
福祉ホーム 1-(33)		4 3	・管理人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
基幹相談支援センター 1-(34)		7 1	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
介護保険法		
地域包括支援センター 1-(23)	72	・ 包括的支援事業に係る業務を行う職員（※1）（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く）[01] ★その他（職種名を記入）[02]
注意事項 (※1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。		
職業安定法		
公共職業安定所 3-(13)	73	・ 精神・発達障害者雇用サポーター [01] ・ 障害学生等雇用サポーター [01]
その他		
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設 2-(1)	49	・ 地域体制整備コーディネーター [01] ・ 地域移行推進員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設 3-(8)	74	・ 相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）[01]
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 3-(11)	75	・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 3-(12)	76	・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設 2-(2)	50	・ スクールソーシャルワーカー [01] ★その他（職種名を記入）[02]
就業支援事業を行う施設 [ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業] 3-(1)	77	・ 就業相談業務を行う相談員 [01]
ひきこもり地域支援センター 3-(5)	79	・ ひきこもり支援コーディネーター [01]
地域生活定着支援センター 3-(6)	80	・ 相談援助業務に従事する職員 [01]
ホームレス自立支援事業を行う施設 2-(3)	51	・ 生活相談指導員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]
地域若者サポートステーション 3-(14)	81	・ 相談援助業務に従事する職員 [01]
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 3-(9)	82	・ 支援コーディネーター [01]
子ども家庭総合支援拠点 3-(21)	92	・ 相談援助業務を行っている職員 [01]
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設 ※別途基準、申請様式がありますので、事前に電話で連絡してください。 3-(25)	99	・ 精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、
25ページの職種「★その他」（職種コード 02）に関する注意事項
を必ず確認してください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

精神障害者地域生活援助事業を行う施設	44	・世話人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
精神障害者社会復帰施設	45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
知的障害者援護施設	46	・生活支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童デイサービス	47	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、
25 ページの職種「★その他」（職種コード 02）に関する注意事項
を必ず確認してください。

Ⅲ 提出書類と記入要領

1 すべての受験申込者が提出するもの

(1) 受験申込書

記入例

使用する筆記具 **HBの鉛筆** 第28回精神保健福祉士国家試験受験申込書 記入方法「受験の手引」参照ページ 36・37ページ

フリガナ 氏 名	フ ク シ 福 祉	アイ 愛	※ 整理番号
生 年 月 日	☐ 昭和 ☒ 平成	15 年 10 月 01 日	性 別 ☐ 男 ☒ 女 (※任意選択)
郵便番号	150-0002	本 籍 地 (外国の国籍の場合はその国籍)	東京 都 道 府 県 本籍地コード 13
フリガナ 現 住 所 受験票は現住所に送付します。	トウキョウ シブヤクシブヤ 東京 都 道 府 県 渋谷区渋谷 1-5-6 〇〇マンション〇号室	電話番号	03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000
希望試験地	北海道 ☐ 宮城県 ☐ 東京都 ☒ 愛知県 ☐ 大阪府 ☐ 広島県 ☐ 福岡県 ☐		
受験申込者は、該当する受験申込区分の ☐ を塗りつぶしてください。		申込時の提出書類 (受験資格確認書類)	
受 験 申 込 区 分	☒ 区分1	大学等「指定科目」	受験申込区分ごとに提出書類が異なります。 ※「受験の手引」P1参照
	☐ 区分2	短大等「指定科目」(3年制) + 実務経験 (1年以上)	
	☐ 区分3	短大等「指定科目」(2年制) + 実務経験 (2年以上)	
	☐ 区分4	短期養成施設、一般養成施設	
	☐ 区分5	過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方	
7	社会福祉士であって試験科目免除申請	☐ あり ☒ なし	試験科目免除申請をする方は、次のいずれかの証明書の提出が必要 ・社会福祉士登録証の写し ・社会福祉士登録済申出書
8	社会福祉士との同時受験	☐ あり ☒ なし	精神保健福祉士の受験申込書類送付用封筒に社会福祉士受験申込書類を同封
9	障害等のある方の受験上の配慮の希望	☐ あり ☒ なし	別途、申請手続きが必要 ※「受験の手引」P7・8参照

本籍地コード

01 北海道 02 青森県 03 岩手県 04 宮城県 05 秋田県 06 山形県 07 福島県 08 茨城県 09 栃木県 10 群馬県 11 埼玉県 12 千葉県 13 東京都 14 神奈川県 15 新潟県 16 富山県 17 石川県 18 福井県 19 山梨県 20 長野県 21 岐阜県 22 静岡県 23 愛知県 24 三重県 25 滋賀県 26 京都府 27 大阪府 28 兵庫県 29 奈良県 30 和歌山県 31 鳥取県 32 島根県 33 岡山県 34 広島県 35 山口県 36 徳島県 37 香川県 38 愛媛県 39 高知県 40 福岡県 41 佐賀県 42 長崎県 43 熊本県 44 大分県 45 宮崎県 46 鹿児島県 47 沖縄県 48 その他

上記により、精神保健福祉士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和7年 9 月 10 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

⑦⑧⑨は「あり」または「なし」のどちらかを塗りつぶしてください。

◆ HB の鉛筆で記入してください。

※ボールペンで記入した場合で、記入した内容に誤りがない場合はそのまま提出してください。誤りがある場合は、修正液等を使用して消したあと、ボールペンで書き直してください。

◆すべての項目を記入してください（整理番号を除く）。

◆「☐」は塗りつぶしてください（例：☐⇒☒）。

新字体と旧字体等の違い（例：渡辺／渡邊）はどちらの字を用いても構いません。
なお、受験票は新字体で作成される場合があります。

〔外国の国籍を有する方で通称名（日本名）をお持ちの場合は、住民票に記載されている「氏名（アルファベット等）」または「通称名（日本名）」のいずれかを記入してください。〕

※ 精神保健福祉士として登録する際は、住民票に記載されている氏名または氏名と通称名（日本名）の併記のいずれかでの登録となります。通称名（日本名）のみの登録はできません。

①

数字は2ケタで記入してください（例：「1」⇒「01」）

②

本籍地コードは、右側の本籍地コードを参照してください。

外国の国籍の場合、本籍地欄には住民票に記載されている国籍を記入し、本籍地コードは「48」と記入してください。

③

「受験票」及び「試験の結果通知」等は、すべて現住所に郵送します。

記入が不正確だと、郵便物が届かず受験できなくなる場合があります。

④

希望試験地1ヶ所の☐を塗りつぶしてください。

申込時の希望試験地を変更することはできません。

⑤

該当する区分をよく確認し、☐を塗りつぶしてください。

過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方は、**区分5**の申込区分☐だけを塗りつぶしてください。

⑥

「社会福祉士であって試験科目免除申請」をする場合は、「あり」の☐を塗りつぶしてください。

この欄の「なし」を塗りつぶした場合、または、どちらも塗りつぶしていない場合は、「試験科目の免除」は行われません（6ページ参照）。

⑦

「社会福祉士との同時受験」をする場合は、「あり」の☐を塗りつぶしてください。

この欄の「なし」を塗りつぶした場合、または、どちらも塗りつぶしていない場合は、「同時受験」とはなりません。

なお、社会福祉士国家試験を同時に受験する場合には、別途、社会福祉士国家試験の受験申込書類の同封が必要です（5ページ参照）。

⑧

「障害等のある方の受験上の配慮の希望」をする場合は、「あり」の☐を塗りつぶしてください。

この欄の「なし」の☐を塗りつぶした場合、または、どちらも塗りつぶしていない場合は、「受験上の配慮」は行われません。また、塗りつぶしていても「配慮申請書」の提出がない場合、「受験上の配慮」は行われません。

⑨

受験上の配慮を希望する方（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある方、てんかん、パニック症状のある方、妊娠中の方等）は、別途、配慮申請書類の提出が必要です（7・8ページ参照）。

(2) **受験手数料払込受領証貼付用紙** 【払込期限：令和7年10月3日(金)】

受験手数料は、指定の「コンビニエンスストア等専用払込票」（3種類のうち、該当するいずれか1枚のみ）を使用して払い込み、その右端の「A 払込受領証」の原本を「受験手数料払込受領証貼付用紙」に全面のり付けで貼り付けてください（コピー不可）。

受験手数料の払い込みについて

- ① 受験手数料は、社会福祉士との同時受験の有無、共通科目免除申請の有無によって、下記の表のとおり金額が異なります。よく確認のうえ、払い込んでください。

受験種類	受験手数料
① 精神一般 受験者 (共通科目+精神専門科目) ※ 以下、②③に該当しない方。	24,140円
② 精神・社会同時 受験者 (社会福祉士と同時受験) ※ 別途、社会福祉士受験手数料16,840円が必要となります。	19,520円
③ 精神共通科目免除 受験者 (精神専門科目のみ受験) ※ 社会福祉士の登録を受けている方。	18,820円

- ② 令和7年10月4日（土）以降の受領日附印が押印された「A 払込受領証」では受け付けできません。
- ③ 払い込みに必要な「払込手数料」は、払込者負担となります。
- ④ 「払込人氏名」欄は、受験申込者本人の氏名をボールペンで記入してください。
- ⑤ 払い込み後、「A 払込受領証」にコンビニエンスストア等の受領日附印が押印されていることを確認してください（受領日附印が押印されていないものでは受験申し込みを受け付けできません）。
- ⑥ 受験手数料の受領証は、12月12日（金）発送の「受験票」に印字します。「A 払込受領証」はコピーをとって、そのコピーを「受験票」が届くまで保管してください。
- ⑦ 受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません（49ページ法第9条第2項の規定による）。
- ⑧ コンビニエンスストア等で払い込みができない場合は、40ページを確認して、受験手数料を払い込んでください。

(注意)

インターネットによる受験申し込み（48ページ参照）をする方は、『受験の手引』に同封されている「コンビニエンスストア等専用払込票」または「金融機関の窓口等」で受験手数料を支払うことはできません。

【記入例】 3種類のうち、該当するいずれか1枚のみを使用し払い込む。

① 精神一般 受験者用

※ボールペンで
記入してください。

[illegible]

ミシン目に沿って切り取る

- ・コンビニ等で払い込み後の受領日附印が押印されているか確認してください。
- ・「A払込受領証」のコピーでは受付できません。

② 精神・社会 **同時** 受験者用

※ボールペンで
記入してください。

[illegible]

ミシン目に沿って切り取る

- ・コンビニ等で払い込み後の受領日附印が押印されているか確認してください。
- ・「A払込受領証」のコピーでは受付できません。

③ 精神 共通科目免除 受験者用

※ボールペンで
記入してください。

[illegible]

ミシン目に沿って切り取る

- ・コンビニ等で払い込み後の受領日附印が押印されているか確認してください。
- ・「A払込受領証」のコピーでは受付できません。

コンビニエンスストア等で払い込みができない場合

下記のとおり、受験手数料を払い込んでください。

- ① 金融機関備え付けの払込用紙またはATMを使用し、下記の口座に該当の受験手数料を払い込んでください。
 ※ インターネットバンキングは、使用できません。
- ② 払い込みに必要な「**払込手数料**」は、**払込者負担**となります。
- ③ 払込人氏名は、受験申込者本人の氏名を記入または入力してください。
- ④ 窓口で渡された受領証等またはATMから発行された明細書等の**原本**を、「**受験手数料払込受領証貼付用紙**」に全面のり付けで貼り付けてください（**コピー不可**）。
- ⑤ 受験手数料の受領証は、12月12日（金）発送の「受験票」に印字します。窓口で渡された受領証・ATMから発行された明細書等はコピーをとって、そのコピーを「受験票」が届くまで保管してください。

受験種類	受験手数料	振込先	口座名
① 精神一般 受験者 (共通科目+精神専門科目) ※ 以下、②③に該当しない方。	24,140円	三菱UFJ銀行 東京公務部 普通 0047934	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
② 精神・社会同時 受験者 (社会福祉士と同時受験) ※ 別途、社会福祉士受験手数料16,840円が必要となります。	19,520円	三菱UFJ銀行 東京公務部 普通 0047947	
③ 精神共通科目免除 受験者 (精神専門科目のみ受験) ※ 社会福祉士の登録を受けている方。	18,820円	三菱UFJ銀行 東京公務部 普通 0047950	

(3) 受験用写真等確認票

写真貼り付け欄に、顔写真を貼り付けてください。

提出書類は、提出書類チェック表により提出漏れがないか□を塗りつぶしてください。

H B の鉛筆を使用してください。

※ボールペンで記入してしまった場合。

- ① 内容に誤りがない場合は、そのまま提出してください。
- ② 内容に誤りがある場合は、修正液等を使用して消したあと、ボールペンで正しく書き直してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 42ページ	第28回精神保健福祉士国家試験 受験用写真等確認票		※ 整理番号															
使用する 筆記具	H B の鉛筆	この欄には記入しないでください。																	
フリガナ 氏 名		フク シ アイ 福 社 愛	生年 月 日	☐ 昭和 ☒ 平成 15 年 10 月 1 日															
撮影年月 令和 0 7 年 〇 8 月		提出書類チェック表 該当する区分の□を塗りつぶしてください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分4</th> <th>区分5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学等 (指定科目)</td> <td>短大等 (指定科目) (1年以上)</td> <td>短大等 (指定科目) (2年以上)</td> <td>短期養成施設 一般養成施設</td> <td>過去に受験票が交付され、 受験資格が確定している方</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> </tbody> </table> 手順 A 「受験の手引」1 ページで、受験申込区分を確認する。 B 提出書類を集めてから、このチェック表の□を鉛筆で塗りつぶす。 C 戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)等、提出する必要がないものは、塗りつぶしは不要。			区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	大学等 (指定科目)	短大等 (指定科目) (1年以上)	短大等 (指定科目) (2年以上)	短期養成施設 一般養成施設	過去に受験票が交付され、 受験資格が確定している方	↓	↓	↓	↓	↓
区分1	区分2	区分3	区分4	区分5															
大学等 (指定科目)	短大等 (指定科目) (1年以上)	短大等 (指定科目) (2年以上)	短期養成施設 一般養成施設	過去に受験票が交付され、 受験資格が確定している方															
↓	↓	↓	↓	↓															
以下この欄には記入しないでください。																			

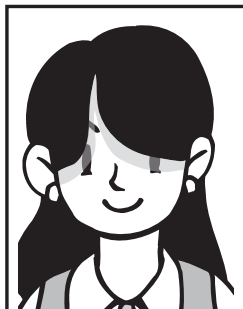
【注意事項】

1 写真は、試験当日の本人確認に使用します。写真がない場合、受験の申し込みができません。

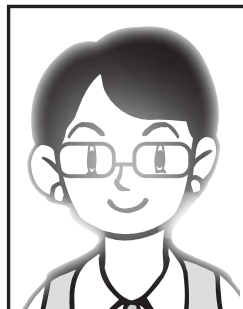
2 写真の規格等 (①～⑥に該当する鮮明な顔写真を貼り付けてください)

- ① 受験申し込み前6か月以内
 - ② カラー写真、パスポート(旅券)サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)
 - ③ 正面を向き、肩から上、脱帽
 - ④ 両目が開いていて、目がはっきりと見える
 - ⑤ 写真裏面に氏名を記入
 - ⑥ 宗教上の理由または医療上の理由で、ヘアバンドや装飾品の着用は可
- ※ その他、写真についての注意事項が「受験用写真等確認票」裏面にありますので、確認してください。

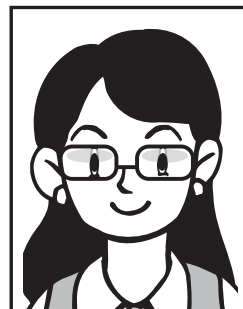
【鮮明でない写真の例】



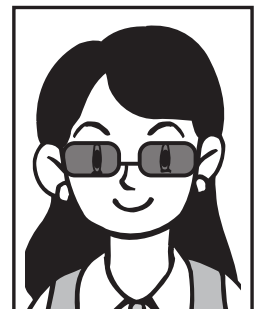
髪が目にかかっている



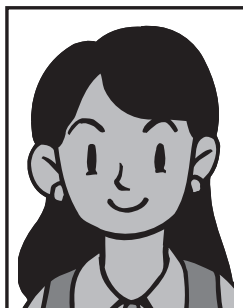
人物と背景の境界が不明瞭



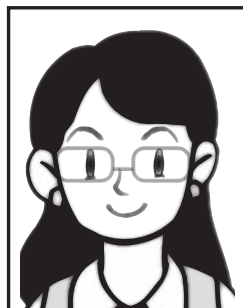
照明がメガネに反射している



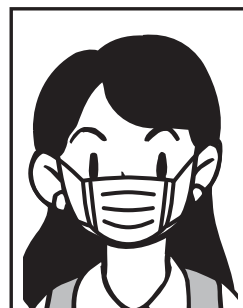
濃いメガネ



顔写真に影



ピンボケ



マスクをしている



複数人が写っている

(4) 送付用封筒

【注意事項】

- ※ 受験申込書類を提出する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。
- ※ 受験申し込み後の提出書類のあて先は、11ページ⑦を参照してください。

【記入例】

この封筒はポストに入らず、郵便局の窓口で手渡ししてください。

150-8681

東京都渋谷郵便局留

公益財団法人
社会福祉振興・試験センター
試験室 御中

第28回精神保健福祉士国家試験受験申込書在中

簡易書留

【ポスト投函禁止】
切手を貼り付けてください。
必ず郵便局の窓口へ差し出してください。

(注意) 令和7年10月3日(金)までの消印のあるものだけに限り受け付けます。それ以降この封筒は使用できません。

必ず郵便局の窓口へ差し出して下さい(5ページ参照)。
控えは大切に保管してください。

この郵便番号と「渋谷郵便局留」のあて先は、令和7年9月4日(木)から10月3日(金)までの受験申し込み専用です。

この封筒は受験申し込み時のみ使用可能です。

住所、氏名を正確に記入してください。

受験申込区分
(該当する区分の□を塗りつぶしてください)

区分1	大学等 [指定科目]
区分2	短大等[指定科目](3年制) + 実務経験(1年以上)
区分3	短大等[指定科目](2年制) + 実務経験(2年以上)
区分4	短期養成施設 一般養成施設
区分5	過去に受験票が交付され、 受験資格が確定している方

次の項目に該当する場合は、その項目の□を塗りつぶしてください。

社会福祉士であって
試験科目免除申請
□あり

社会福祉士国家試験との同時受験
□あり
↑
社会福祉士の受験申込書類を
この封筒に同封して送付してください。

受験申込者氏名 福祉 愛
〒150-0002 東京都 渋谷区渋谷1-5-6
住所 ○○マンション○号室

(注意) 社会福祉士を同時に受験する場合は、この封筒に社会福祉士受験申込書類を同封して送付してください。

※1 この封筒は、ボールペンで記入してください。
※2 受験申込書を送付する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。

いずれかの□を塗りつぶしてください。

該当する場合は、□を塗りつぶしてください。

2 区分1・区分2・区分3 の受験申込者が提出するもの

卒業(見込)証明書・指定科目履修(見込)証明書 (指定様式: 57~63ページ)

◆本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学校長等の証明権限を有する代表者から発行されたものを必ず提出する必要があります。③成績証明書ではありません。

◆入学(編入学を含む)年度により、用紙が異なります。以下の指定様式を使用してください。

令和3年4月入学者から適用の指定科目	→	57ページ
平成24年4月から令和3年3月までの入学者に適用の指定科目	→	59ページ
平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用の指定科目	→	61ページ
平成21年3月までの入学者に適用の指定科目	→	63ページ

記入例

令和3年4月入学者から適用の指定科目

区分1

区分2

区分3

第28回精神保健福祉士国家試験
卒業(見込)証明書・精神保健福祉士指定科目履修(見込)証明書

[指定科目] 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号)

フリガナ	フク シン アイ	生 年 月 日	昭和 15 年 10 月 1 日 生
氏 名	福 社 愛	昭和 15 年 10 月 1 日 生	(平成)
学部・学科・コース	社会福祉学部 保健福祉学科		
入学年月	令和 4 年 4 月	卒業(見込)年月	令和 8 年 3 月

指 定 科 目	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1 医学概論	履修	医学概論 I 医学概論 II	読替通知の範囲
2 心理学と心理的支援	履修		
3 社会学と社会システム	履修		
4 社会福祉の原理と政策	履修		
5 地域福祉と包括的支援体制	履修	地域福祉と包括的支援体制 I	令和 0 年 0 月 0 日 社援基発第 0 号
6 社会保障	履修	社会保障論 I & II	読替通知の範囲
7 障害者福祉	履修		
8 権利擁護を支える法制度	履修		
9 刑事司法と福祉	履修		
10 社会福祉調査の基礎	履修		
11 精神医学と精神医療	履修	精神医学(精神疾患とその治療)	公認心理師の科目併記
12 現代の精神保健の課題と支援	履修		
13 ソーシャルワークの基盤と専門職	履修		
14 精神保健福祉の原理	履修		
15 ソーシャルワークの理論と方法	履修		
16 ソーシャルワークの理論と方法(専門)	履修		
17 精神障害リハビリテーション論	履修	精神障害リハビリテーションの基礎	令和 0 年 0 月 0 日 社精基発第 0 号
18 精神保健福祉制度論	履修		
19 ソーシャルワーク演習	履修		
20 ソーシャルワーク演習(専門)	履修		
21 ソーシャルワーク実習指導	履修		
22 ソーシャルワーク実習	履修		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 「19」「21」「22」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
3 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、☐ 修めて卒業したことを証明します。
☒ 修めて卒業する見込みである
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

令和 7 年 9 月 20 日

大学等確認申請の有無(※)	(有) ・ 無
確 認 番 号	厚生労働省発障○第○号
確 認 年 月 日	平成(令和) ○ 年 ○ 月 ○ 日

(※) 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令 第3条第1項

所在地 東京都渋谷区渋谷○-○-○

大学等名 渋谷保健福祉大学

大学等代表者氏名 渋谷成子

学校コード番号

○ ○ ○ ○ ○ ○

渋谷保健福祉大学
学長之印

受験を申し込む方へ

受験申込書と本証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず提出してください（1 ページ⑨参照）（※外国の国籍の方は住民票）。

証明書作成時の注意事項

- (1) 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、受験申し込みを受理できません。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。また、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- (3) 証明書は、小封筒に厳封しないでください。

《「免除」について》

- (1) 「19 ソーシャルワーク演習」は、社会福祉士の指定科目「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、免除することができます。（「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」第1条第12項参照）
 - (2) 「21 ソーシャルワーク実習指導」と「22 ソーシャルワーク実習」は、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した後に入学者については、免除することができます。（「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」第1条第1項参照）
- ※ 「19 ソーシャルワーク演習」、「21 ソーシャルワーク実習指導」、「22 ソーシャルワーク実習」の「履修状況」欄は、「履修」または「免除」のいずれかを印字することとして差し支えありません。

①

氏 名： フリガナを忘れずに記入してください。
 生 年 月 日： 元号を使用してください。（西暦不可）
 学部・学科： 在籍する（した）学部・学科の名称を記入してください。

②

年度ではなく、卒業した（または卒業見込の）年月を記入してください。（例えば、来春卒業する方は「令和8年3月」（卒業見込）となります。）
 また、年号は、元号を使用してください。（西暦不可）
 同じ学校内で他学部・他学科から指定科目が履修できる学部・学科に転籍した場合は、入学年月日ではなく、転籍した年月を記入してください。

③

履修した・または免除された（見込を含む）科目：「履修」または「免除」の文字を○で囲んでください。
 履修していない・免除されていない科目：「履修」または「免除」の文字を二重線で消してください。
 または、空欄にしてください。
 「履修状況」欄について、履修している科目は「履修」と印字し、履修していない科目は印字しないで空欄として差し支えありません。

④

大学等において開講している科目名の名称等が「指定科目」と異なる場合には、開講科目名を記入してください。
 「指定科目」一科目に対して複数の開講科目で読み替えている場合、対応する科目の枠内に記入し、原則、2科目以降は科目ごとに枠内で改行するか、科目間を「&」でつないでください。
 なお、各指定科目の間の枠線は消さないでください。
 開講科目名が「指定科目」と同一である場合は、この欄には何も記入しません。
 開講科目名が異なる場合は、厚生労働省の読替通知「指定科目等の読替の範囲」に定められている科目名と、大学等が個別に厚生労働省の読替認定を受けた科目名に限ります。これ以外の場合で、開講科目名が、指定科目と一文字でも異なる場合は、厚生労働省へ個別に科目の読替認定手続きを行う必要があります。

⑤

大学等において、個別に読替認定を受けた科目について、その「読替認定通知の日付及び文書番号」を記入してください。
 厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば、「読替通知の範囲」と記入してください。

⑥

証明事項の「☐修めて卒業した」「☐修めて卒業する見込みである」は、いずれか該当する方に✓点でチェックしてください。

⑦

証明権限を有する学校長等の印を使用してください。

3 区分2・区分3 の受験申込者が提出するもの

実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）（指定様式：65・67ページ）

◆本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。施設等に作成を依頼してください。

区分2

区分3

記入例

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 46・47ページ
使用する 筆記具	ボールペン

区分2・区分3

職種コードが02の方は、
「実務経験証明書」と併せて
「相談援助の実務経験
申告書」（69ページ）の
提出が必要です。

精神保健福祉士国家試験 実務経験証明書 (兼 実務経験見込証明書)

①

(証明書作成日) 令和 07 年 09 月 11 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人の 名称	医療法人 振興会		法人格コード	03
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇		之理振医 事興法 印長会人	④
電話番号	03 - 3486 - 7521			
代表者	役職	氏名		
	理事長	青山花子		
⑤ 証明書作成者	所属・役職等	氏名		
	総務課主任	広尾太郎		

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る精神障害者の
保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明しま
す。

フリガナ	フクシタ ロウ	生年月日	昭和 ☐ 平成 ☒ 13年10月1日生
⑥ 氏名	福祉太郎		
⑦ 施設・事業所の名称	宮益坂病院		
⑧ 施設（事業）種類	病院（精神科）	施設 コード	16
職 種	精神科ソーシャルワーカー	職 コード	01
⑨ 従 業 期 間	☐ 平成・ ☒ 令和	06 年 04 月 01 日から	
	☐ 平成・ ☒ 令和	08 年 03 月 31 日まで	

受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業→1年以上、2年制短大等卒業→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。

- (注) 1 本様式は、裏面の「相談援助の業務」「業務従事期間の計算方法」に合致することを確認した上で作成してください。
2 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
3 複数施設で従事した実務経験を申告する場合は、施設毎に必ず証明権限を有する代表者による証明が必要となります。
4 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
5 用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください。
6 実務経験証明書は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第4号 平成23年8月5日）における実務経験申告書に基づく様式です。
7 この証明書に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な基準等を満たさない場合は、受験資格を認められません。

28

Ⅲ 記入要領

受験を申し込む方へ

- (1) 1か所では従業期間が不足する方でも、複数事業所の従業期間を通算（合算）することで受験資格を満たせば受験申し込みができます。
この場合には、実務経験ごとにそれぞれの勤務先で作成された実務経験証明書が必要となります。
- (2) 施設または事業所の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別に試験センターへお問い合わせください。
- (3) 証明書の作成者に、必ずこの「受験の手引」の実務経験証明書の作成に必要な部分（受験資格、実務経験コード番号表及びこの証明書の作成要領等）を示してください。
- (4) 受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず提出してください（1ページ⑨参照）（※外国の国籍の方は住民票）。

施設・事業所・機関の方へ（証明書作成時の注意事項）

- (1) 実務経験コード番号表（26～34ページ）を必ず確認し、注意事項等を含め、実務経験に該当している場合に証明書を作成してください。証明書の内容に不備がある場合は、受験申し込みを受理できません。
- (2) 受験申し込み時（証明書作成時）に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください（例えば、令和8年3月31日に受験資格を満たす予定がある場合は、令和8年3月31日までの従事予定分を含めた内容の証明書を作成してください）。
実務経験証明書を見込みで作成した場合は、受験資格に必要な従業期間が満たされた時点で直ちに確定した証明書を再交付してください。（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））
- (3) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- (4) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、このコピーを保存してください。
- (5) 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします（49ページ法第8条参照）。また、証明権限を有する代表者は、そのてん末を報告しなければなりません。
- (6) 消せるボールペン等は使用しないでください。
- (7) 「令和1年」は「令和元年」の記載でも可。

➡ ① 必ず記入してください。

➡ ② ゴム印可。
実務経験証明書の「代表者」欄が受験申込者自身である場合、受験申込者自身が代表者であること、実務経験の対象となる事業を行っていることが確認できる「法人の履歴事項全部証明書」の原本を必ず提出してください。
なお、この場合、「証明書作成者」欄は、受験申込者以外の第三者が作成するようにしてください。

➡ ③ 26ページを参照し、コード（2ケタ）を記入してください。

➡ ④ 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。

➡ ⑤ 実際に当該証明書を作成した方（事務長、事務担当者等）が記名してください。

➡ ⑥ 氏 名：結婚等で現在の姓と異なる場合は、原則として現在の姓を記入してください。
（受験申込書の氏名と異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）が必要です。）
生年月日：年号の□は、どちらかを塗りつぶしてください。

➡ ⑦ 受験申込者の所属する施設・事業所・機関名を記入してください。（法人名ではありません。）

➡ ⑧ 施設（事業）種類： 具体的な固有名称ではなく、26～34ページを参照し、施設（事業）の種類とコード（2ケタ）を記入してください。
職 種： 26～34ページを参照し、辞令等で発令されている実務経験として認められる職種とコード（2ケタ）を記入してください。
※26～34ページの職種欄が「相談援助業務に従事する職員」となっている施設（事業）種類においては、職種欄にそのまま記入してください。
※職種コードが02の方は、「相談援助の実務経験申告書」（69ページ）を併せて提出する必要があります。
※注意事項等を含め、実務経験に該当しているかを必ず確認してください。

➡ ⑨ 実務経験の対象となった日を算定開始日として記入してください。
証明書作成時に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください（令和8年3月31日まで算定可能です）。

4 区分5 の受験申込者が提出するもの

受験資格確定済申出書（指定様式73ページ）

過去の試験で受験票を受け取った方のうち、確定した証明書を提出した方（15ページ(3)参照）は、「受験資格確定済申出書」（73ページ）を提出することにより、卒業証明書等の提出に代えることができます。

「受験資格確定済申出書」の作成にあたっては、次の注意事項等を読み、記入例を参考にして記入してください。

「受験資格確定済申出書」で受験申し込みできる方（証明書の提出が不要な方）は、インターネットから受験申し込みをすることが可能です。詳しくは、試験センターホームページ（<https://www.sssc.or.jp/seishin/tetsuzuki.html>）をご確認ください。



【注意事項】

- a 次の方は、この申し出はできません。
 - ① 「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」（法附則第2条）の受験資格で受験票の交付を受けた方（第5回試験（平成15年3月）で終了）
 - ② 過去に受験資格見込みで受験票を交付された方で、その後受験資格が確定した証明書を提出していない方
- b 過去に受験した方であっても、改めて「受験申込書」等を提出する必要があります。
- c 今回の受験申込書と「受験資格確定済申出書」に貼り付けた受験票等の氏名が異なっている受験申込者は、前後の氏名が確認できる戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず添付してください。
※外国の国籍の方は、住民票（マイナンバーの記載不要）。
- d 過去の受験票（または結果通知）を紛失した場合は、氏名、生年月日を記入すれば受験票等を貼り付ける必要はありません。

【記入例】

申出書を作成した日付を記入してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48ページ	区分 5
使用する 筆記具	ボールペン	

**第28回精神保健福祉士国家試験
受験資格確定済申出書**

※ この「受験資格確定済申出書」のみの提出では、受験申し込みできません。受験申込書等の書類の提出が必要です（必要書類については、1ページ参照）。

私は、過去に行われた精神保健福祉士国家試験において、受験資格が確定しています。つきましては、第28回の精神保健福祉士国家試験の申し込みをするにあたり、受験資格に係る証明書に代えて受験票を提出することを申し出ます。

令和 7 年 9 月 23 日
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

フリガナ	フクシ ダイスケ
氏 名	福祉 大介
生年月日	☐ 昭和 ☒ 平成 12 年 9 月 1 日

受験票と同じ氏名を記入してください。
(氏名に変更がある場合は、※1参照)

「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」（法附則第2条）の受験資格で受験票の交付を受けた方（第5回試験（平成15年3月）で終了）は、この申し出はできません。

※1 氏名に変更がある場合は、受験票と同じ氏名を記入し、前後の氏名が確認できる戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず一緒に提出してください※外国の国籍の方は、住民票（マイナンバーの記載不要）。
住所に変更があっても、受験申込書に現住所を記入すれば、変更手続きは必要ありません。

※2 過去に「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」を同時に受験した方が、今回も同時に受験する場合は、「社会福祉士国家試験」の申出書に受験票を貼り付けて提出してください。この場合、「精神保健福祉士」の申出書（受験票貼り付けなし）も提出する必要があります。

第27回精神保健福祉士国家試験受験票 (一般受験者)	
受験番号	P131 - 99999
氏 名	福祉 大介
試験会場	〇〇大学
試験日	令和7年2月1日(土)
試験時間	12時45分～13時15分
試験時間	8時30分～9時15分
試験時間	10時00分～12時20分
試験時間	14時00分～15時30分

【注意】 下の欄に始めて提出する書類を記入してください。受験票は必ず提出し、提出票までに記載されている事項を提出しない場合は、試験センターに提出できません。試験センターの「受験の手引」11ページ2項参照（試験会場では受付できません）。

【提出】 下の欄に始めて提出する書類を記入してください。受験票は必ず提出し、提出票までに記載されている事項を提出しない場合は、試験センターに提出できません。試験センターの「受験の手引」11ページ2項参照（試験会場では受付できません）。

受験資格
確定
済

提出する書類は
ありません。

氏名は過去の受験票等と同じ氏名を記入してください。

受験票（結果通知でも可）を受験番号がおもてになるように貼り付けてください。受験票を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。

IV 資料

精神保健福祉士国家試験関係法令

○ 「精神保健福祉士法」(平成9年法律第131号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

(試験)

第五条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十一 社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

(試験の無効等)

第八条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとするすることができる。

(受験手数料)

第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(規定の適用等)

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（登録）

第二十八条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

附 則

（受験資格の特例）

第二条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において相談援助を業として行っている者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、平成十五年三月三十一日までは、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 二 病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、相談援助を五年以上業として行った者

【精神保健福祉士法施行令（平成10年政令第5号）（抄）】**（受験手数料）**

第二条 法第九条第一項の受験手数料の額は、二万四千四百四十円（法第二十七条の規定に基づく厚生労働省令の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、二万四千四百四十円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）（抄）】**（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）**

第七条の二 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号。次項において「令」という。）第二条の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2 令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては一万八千八百二十円とし、前項に規定する場合にあっては一万九千五百二十円とする。

○ 「精神保健福祉士法施行規則」（平成10年厚生省令第11号）（抄）**（指定施設の範囲）**

第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 精神科病院
- 二 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者を除く。）をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）
- 三 地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 七 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 九 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する地域包括支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十二 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十三 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

○「精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設」（平成23年厚生労働省告示第277号）

- 一 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
- 二 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設
- 三 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
- 四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設

○「指定施設における業務の範囲等について」（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第15号で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。

別添

1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- （1）施行規則第2条第1号及び第5号に規定する精神科病院及び病院又は診療所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー等の相談員
- （2）施行規則第2条第2号及び第3号に規定する市役所、区役所、町村役場、保健所及び市町村保健センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- （3）施行規則第2条第4号に規定する乳児院にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第1項、第3項及び第6項に規定する個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、児童指導員及び保育士並びに「里親支援専門相談員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第233号）に規定する里親支援専門相談員（以下「里親支援専門相談員」という。）
- （4）施行規則第2条第4号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項、第3項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並びに「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日付け子発0308号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に規定する自立支援担当職員（以下「自立支援担当職員」という。）並びに里親支援専門相談員
- （5）施行規則第2条第4号に規定する福祉型障害児入所施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項及び第14項に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員及び職業指導員
- （6）施行規則第2条第4号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する心理療法担当職員、児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員並びに自立支援担当職員
- （7）施行規則第2条第4号に規定する障害児通所支援事業を行う施設にあつては、相談援助業務に従事する職員
- （8）施行規則第2条第4号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項及び第4項に規定する相談支援専門員及び相談支援員
- （9）施行規則第2条第4号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあつては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の8第1項に規定する相談援助業務を行う指導員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する個別対応職員
- （10）施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）並びに「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、心理療法担当職員、児童指導員及び保育士
- （11）施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条第1項、第2項及び第4項並びに第30条において準用する第33条第1項に規定する母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員及び保育士並びに自立支援担当職員
- （12）施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項、第3項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並びに自立支援担当職員
- （13）施行規則第2条第4号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- （14）施行規則第2条第4号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6第1項に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者並びに「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福

社課所管施設)における施設機能強化推進費について」(昭和62年5月20日付け児発第450号)別紙(施設機能強化推進費実施要綱)に規定する市町村連携支援員並びに「里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について」(平成31年4月17日付け子発0417第3号)別紙(里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱)に規定する養親等相談支援員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する家庭支援専門相談員及び心理療法担当職員

- (15) 施行規則第2条第6号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (16) 施行規則第2条第7号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (17) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規定する面接員に相当する職員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第11条第1項に規定する女性相談支援員、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇発第0930第4号)別紙に規定する母子・父子自立支援プログラム策定員、「ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について」(令和7年5月9日付けこ支家第214号)別紙(ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱)に規定する就業支援専門員、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要綱)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
- (18) 施行規則第2条第8号に規定する市町村社会福祉協議会にあっては、「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員
- (19) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所においては、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発0325002号)第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (20) 施行規則第2条第10号に規定する広域障害者職業センターにあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第24条に規定する障害者職業カウンセラー
- (21) 施行規則第2条第10号に規定する地域障害者職業センターにあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第24条に規定する障害者職業カウンセラー及び同法第20条第3号に規定する職場適応援助者
- (22) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあっては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号)別紙1「障害者就業・生活支援センターの指定と運営について」に規定する主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙2「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」に規定する生活支援担当職員
- (23) 施行規則第2条第11号に規定する地域包括支援センターにあっては、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する包括的支援事業(同法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く。)に係る業務を行う職員
- (24) 施行規則第2条第12号に規定する更生保護施設にあっては、「更生保護事業法施行規則の運用について」(平成14年6月10日付け法務省省令第357号)第3の1(2)アに規定する補導に当たる職員並びに更生保護委託費支弁基準(平成20年法務省令第41号)第7条第2項に規定する福祉職員、同令第7条の2第1項に規定する薬物専門職員及び同令第7条の3第1項に規定する訪問支援職員
- (25) 施行規則第2条第12号に規定する保護観察所にあっては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第20条に規定する社会復帰調整官及び更生保護法(平成19年法律第88号)第31条に規定する保護観察官
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する発達障害者支援センターにあっては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年7月8日付け障発第0708004号)別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (27) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号(第2項において読み替えられる場合を含む。)及び第3項に規定する生活支援員、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む。)に規定する職業指導員及び生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む。)に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (28) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員
- (29) 施行規則第2条第14号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)(同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)並びに第7号イ(2)に規定するサービス管理責任者

- (30) 施行規則第2条第14号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員
- (31) 施行規則第2条第14号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項及び第4項に規定する相談支援専門員及び相談支援員
- (32) 施行規則第2条第14号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員
- (33) 施行規則第2条第14号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人
- (34) 施行規則第2条第14号に規定する基幹相談支援センターにあっては、相談援助業務に従事する職員

2 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 施設告示第1号に規定する精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
- ・「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に規定する地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (2) 施設告示第2号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設
- ・学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第65条の4に規定するスクールソーシャルワーカー
- ・「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」（平成25年4月1日付け24文科初第1155号）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に規定するスクールソーシャルワーカー
- (3) 施設告示第3号に規定するホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年8月7日法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
- ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に規定する生活相談指導員

3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施設告示第1号から第3号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

- (1) 「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」（令和7年5月9日付けこ支家第211号）別紙（ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「就業支援事業」を行う施設
- ・就業相談業務を行う相談員
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条及び第12条に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
- ・「女性支援事業の実施について」（令和6年3月18日付け社援発第60号）別添2（女性相談支援センター設置要綱）第2条に規定する相談支援員、心理支援員及び女性相談支援員
- ・女性自立支援施設の設置及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員
- (3) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付け社援保発0409第1号）に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所、「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日付け社援保発0330第12号）に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所、生活保護法第55条の10第1項第1号に規定する子どもの進路選択支援事業を行う事業所、同項第2号に規定する被保護者就労準備支援事業を行う事業所、同項第3号に規定する被保護者家計改善支援事業を行う事業所、及び同項第4号に規定する被保護者地域居住支援事業を行う事業所
- ・就労支援員
- ・被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者
- ・家計改善支援員
- ・居住支援員
- (4) 都道府県社会福祉協議会
- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添15（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員
- (5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添14（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター
- ・ひきこもり支援コーディネーター
- (6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添31（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター
- ・相談援助業務に従事する職員
- (7) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所
- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援担当者及び家計改善支援員
- (8) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別紙（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付

け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」及び「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-18(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「障害者の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行う施設

- ・ 相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (9)「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成19年5月25日付け障発0525001号)に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
 - ・ 支援コーディネーター
- (10)「地域生活支援事業等の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-11の1(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
 - ・ 相談援助業務に従事する職員
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号)による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第20条の2第1項第1号若しくは第3号イに規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
 - ・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (12) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第81号)による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
 - ・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (13) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に規定する公共職業安定所
 - ・ 精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター
- (14) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
 - ・ 相談援助業務に従事する職員
- (15) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所
 - ・ 刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び福祉専門官
- (16) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設
 - ・ 「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
- (17) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行う施設
 - ・ 「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」(令和6年3月30日付けこ支家第183号)別紙(社会的養護自立支援拠点事業実施要綱)に規定する支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員
- (18) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行う施設
 - ・ 「妊産婦等生活援助事業の実施について」(令和6年3月29日付けこ支家第184号)別紙(妊産婦等生活援助事業実施要綱)に規定する支援コーディネーター及び母子支援員
- (19) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)第2条第5号に規定する民間あっせん機関
 - ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第36条第1項に規定する養子縁組あっせん責任者及び民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341号)第7の一(一)に規定する相談員
- (20) 児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設
 - ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)第18条に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員
- (21) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点
 - ・ 相談援助業務を行っている職員
- (22) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・若者総合相談センター
 - ・ 相談援助業務を行っている職員
- (23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所
 - ・ 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号)別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者
- (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所
 - ・ 相談援助業務を行っている職員
- (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)から(24)までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
 - ・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4 1から3までに定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令。以下「平成23年改正規則」という。)附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第2条第6号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設にあっては、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」(平成14年3月27日付け障発0327005号)別添3(精神障害者地域生活援助事業運営要綱)に規定する世話人
- (2) 平成23年改正規則附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第2条第6号に規定する障害者総合支援法

附則第46条の規定による改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあっては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号、第37条第1項第2号及び第40条第1項第3号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令33条第1項第1号に規定する管理人

- (3) 平成23年改正規則附則第4条に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において、相談援助業務に従事する職員
- (4) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）に規定する児童指導員及び保育士
- (5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設にあっては、相談援助業務に従事していた職員
- (6) 障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することとされたものを含む。）にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

5 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1から4に掲げる職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

6 1から4（3（25）を除く。以下同じ。）に定める施設であって、1から4に例示する職種以外の職種に係る業務の報告

次の基準をいずれも満たす職種に係る業務については、（1）または（2）により厚生労働大臣に報告することができる。なお、当該報告に疑義がある場合には報告を取下げさせることがある。

- ・ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。
 - ・ 1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。
- (1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合
精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式1により厚生労働大臣あて報告すること。
 - (2) 精神保健福祉士法第7条第4号又は第7号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合
同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式1により厚生労働大臣あて報告すること。

7 3（25）に掲げる施設に係る個別認定

次の基準をいずれも満たす施設及び当該施設における業務については、（1）または（2）により厚生労働大臣の個別認定を受けること。

- ・ 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。
（精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例）
医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
 - ・ 1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。
- (1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合
精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式2により厚生労働大臣あて協議すること。
 - (2) 精神保健福祉士法第7条第4号又は第7号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合
同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式2により厚生労働大臣あて協議すること。

（参考）

6 1から4（3（25）を除く。以下同じ。）に定める施設であって、1から4に例示する職種以外の職種に係る業務の報告	7 3（25）に掲げる施設に係る個別認定
（添付書類）	（添付書類）
1 実務経験申告書または「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成23年8月5日障発0805第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）様式4の写し	1 指定施設の個別認定申請書及び実務経験申告書または「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成23年8月5日障発0805第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）様式4の写し
2 事業・業務の根拠となる条例、要綱及び自治体からの委託契約書等	2 事業・業務の根拠となる条例、要綱及び自治体からの委託契約書等
3 事業概要（業務の内容等がわかるもの）	3 事業概要（業務の内容等がわかるもの）
4 勤務時間を含む雇用形態がわかるもの	4 相談援助業務を行っている者の勤務時間を含む雇用形態がわかるもの
5 活動事例（主なもの1～2例）	5 活動事例（主なもの1～2例）

○「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(平成10年厚生省告示第10号)

一 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者を除く。)をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)

二 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)に規定する保健所又は市町村保健センター

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く。)若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター

五 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

六 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

七 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

八 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

九 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する地域包括支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)に規定する保護観察所又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十一 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十二 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十四 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

十五 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

十六 前各号に掲げる施設又は事業に準ずる施設又は事業として厚生労働大臣が認めるもの

第28回精神保健福祉士国家試験

卒業(見込)証明書・精神保健福祉士指定科目履修(見込)証明書

【指定科目】精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号)

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日生
学部・学科・コース			平成 年 月 日生
入 学 年 月	令和 年 月	卒業(見込)年月	令和 年 月

指 定 科 目	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1 医学概論	履修		
2 心理学と心理的支援	履修		
3 社会学と社会システム	履修		
4 社会福祉の原理と政策	履修		
5 地域福祉と包括的支援体制	履修		
6 社会保障	履修		
7 障害者福祉	履修		
8 権利擁護を支える法制度	履修		
9 刑事司法と福祉	履修		
10 社会福祉調査の基礎	履修		
11 精神医学と精神医療	履修		
12 現代の精神保健の課題と支援	履修		
13 ソーシャルワークの基盤と専門職	履修		
14 精神保健福祉の原理	履修		
15 ソーシャルワークの理論と方法	履修		
16 ソーシャルワークの理論と方法(専門)	履修		
17 精神障害リハビリテーション論	履修		
18 精神保健福祉制度論	履修		
19 ソーシャルワーク演習	履修 免除		
20 ソーシャルワーク演習(専門)	履修		
21 ソーシャルワーク実習指導	履修 免除		
22 ソーシャルワーク実習	履修 免除		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 「19」「21」「22」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
3 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

令和 年 月 日

所 在 地

大学等確認申請の有無(※)	有 ・ 無
確 認 番 号	
確 認 年 月 日	

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

印

(※) 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令 第3条第1項

第28回精神保健福祉士国家試験

卒業(見込)証明書・精神保健福祉士指定科目履修(見込)証明書

【指定科目】精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号)

フリガナ	生 年 月 日		
氏 名	昭和 年 月 日生		
学部・学科・コース	平成 年 月 日生		
入 学 年 月	平成・令和 年 月	卒業(見込)年月	平成・令和 年 月

指 定 科 目		履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	現代社会と福祉	履修		
3	地域福祉の理論と方法	履修		
4	社会保障	履修		
5	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
6	福祉行財政と福祉計画	履修		
7	保健医療サービス	履修		
8	権利擁護と成年後見制度	履修		
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		
10	精神疾患とその治療	履修		
11	精神保健の課題と支援	履修		
12	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	履修		
13	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	履修		
14	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	履修		
15	精神保健福祉に関する制度とサービス	履修		
16	精神障害者の生活支援システム	履修		
17	精神保健福祉援助演習(基礎)	履修 免除		
18	精神保健福祉援助演習(専門)	履修		
19	精神保健福祉援助実習指導	履修 免除		
20	精神保健福祉援助実習	履修 免除		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 上記指定科目の「1」については、いずれか1科目を履修すればよい。
3 「19」及び「20」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
4 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

令和 年 月 日

所 在 地

実習科目について、厚生労働省への確認申請の有無	有 ・ 無
確 認 番 号	
確 認 年 月 日	

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

印

第28回精神保健福祉士国家試験

卒業証明書・精神保健福祉士指定科目履修証明書

【指定科目】平成20年厚生労働省告示第307号

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日生
学部・学科・コース			平成
入 学 年 月	平成 年 月	卒業年月	平成・令和 年 月

指 定 科 目		履修 状況	大学等において指定科目を 読み替えている開講科目名	読替認定年月日 及 び 番 号 等
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	現代社会と福祉	履修		
3	地域福祉の理論と方法	履修		
4	社会保障	履修		
5	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
6	福祉行財政と福祉計画	履修		
7	保健医療サービス	履修		
8	権利擁護と成年後見制度	履修		
9	精神医学	履修		
10	精神保健学	履修		
11	精神科リハビリテーション学	履修		
12	精神保健福祉論	履修		
13	精神保健福祉援助技術総論	履修		
14	精神保健福祉援助技術各論	履修		
15	精神保健福祉援助演習	履修		
16	精神保健福祉援助実習	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
- 2 上記指定科目の「1」については、いずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を修めて卒業したことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

大学等名

大学等代表者氏名

印

学校コード番号

--	--	--	--	--

第28回精神保健福祉士国家試験

卒業証明書・精神保健福祉士指定科目履修証明書

【指定科目】平成10年厚生省告示第8号

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日生
学部・学科・コース			平成
入 学 年 月	平成 年 月	卒業年月	平成 年 月

指 定 科 目	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1 精神医学	履修		
2 精神保健学	履修		
3 精神科リハビリテーション学	履修		
4 精神保健福祉論	履修		
5 精神保健福祉援助技術総論	履修		
6 精神保健福祉援助技術各論	履修		
7 精神保健福祉援助演習	履修		
8 精神保健福祉援助実習	履修		
9 社会福祉原論	履修		
10 社会保障論	履修		
公的扶助論	履修		
地域福祉論	履修		
11 心 理 学	履修		
社 会 学	履修		
法 学	履修		
12 医学一般	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
- 2 上記指定科目の「10」「11」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を修めて卒業したことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

大学等名

大学等代表者氏名

印

学校コード番号

--	--	--	--	--

この実務経験証明書を施設等で作成してもらう時は、この証明用紙と「受験の手引」を見せて証明してもらってください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 46・47ページ
使用する 筆記具	<u>ボールペン</u>

区分 1	・	区分 2	・	区分 3
------	---	------	---	------

職種コードが02の方は、「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」(69ページ)の提出が必要です。

精神保健福祉士国家試験
実 務 経 験 証 明 書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和		年		月		日
-------------	--	---	--	---	--	---

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人の 名称			法人格コード
所在地	〒		職 印
電話番号	— —		
代表者	役 職	氏 名	
証明書作成者	所属・役職等	氏 名	

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成 年 月 日生
施設・事業所の名称			
施設（事業）種類			施 設 コ ー ド
職 種			職 種 コ ー ド
従 業 期 間	☐ 平成・ ☐ 令和	年	月 日から
	☐ 平成・ ☐ 令和	年	月 日まで
	受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。		

- (注) 1 本様式は、裏面の「相談援助の業務」「業務従事期間の計算方法」に合致することを確認した上で作成してください。
 2 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
 3 複数施設で従事した実務経験を申告する場合は、施設毎に必ず証明権限を有する代表者による証明が必要となります。
 4 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
 5 用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください。
 6 実務経験証明書は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第4号 平成23年8月5日）における実務経験申告書に基づく様式です。
 7 この証明書に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な基準等を満たさない場合は、受験資格を認められません。

相談援助の業務
【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について
(平成14年5月20日 障精第0520001号) 別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の「実務経験コード番号表」の「(2) 施設・職種コード」(26～34ページ)に示した施設(事業)等及び職種として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 46・47ページ
使用する 筆記具	<u>ボールペン</u>

区分 2	区分 3
------	------

職種コードが02の方は、「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」(69ページ)の提出が必要です。

精神保健福祉士国家試験
実 務 経 験 証 明 書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和		年		月		日
-------------	--	---	--	---	--	---

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人の 名称			法人格コード
所在地	〒		職 印
電話番号	— —		
代表者	役 職	氏 名	
証明書作成者	所属・役職等	氏 名	

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ			生 年 月 日		
氏 名			☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成 年 月 日生		
施設・事業所の名称					
施設（事業）種類			施 設 コ ー ド		
職 種			職 種 コ ー ド		
従 業 期 間	☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日から
	☐ 平成・ ☐ 令和		年	月	日まで
	受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。				

- (注) 1 本様式は、裏面の「相談援助の業務」「業務従事期間の計算方法」に合致することを確認した上で作成してください。
2 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：令和8年4月10日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
3 複数施設で従事した実務経験を申告する場合は、施設毎に必ず証明権限を有する代表者による証明が必要となります。
4 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
5 用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください。
6 実務経験証明書は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第4号 平成23年8月5日）における実務経験申告書に基づく様式です。
7 この証明書に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な基準等を満たさない場合は、受験資格を認められません。

相談援助の業務
【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について
(平成14年5月20日 障精第0520001号) 別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の「実務経験コード番号表」の「(2) 施設・職種コード」(26～34ページ)に示した施設(事業)等及び職種として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

切り取り線
(点線に従って切ってください)

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 71、25ページ	「実務経験証明書」で職種コードが02の方は、「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」の提出が必要です。	区分 2	区分 3
使用する 筆記具	ボールペン		(職種コード02の方)	

相談援助の実務経験申告書

〈申告者（受験申込者）本人が記入する欄〉

作成日		令和	年	月	日
公益財団法人社会福祉振興・試験センター 様					
フリガナ					
申告者氏名					
私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士試験受験資格に係る指定施設における相談援助の実務経験に該当すると思われるので、所属長等の証明を添えて申告いたします。					
1. 常勤・非常勤 の区分 (いずれかに☑)	☐ 常 勤				
	☐ 非常勤 (労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上の者に限る)				
2. 業務内容 (該当する事項に☑、 複数選択可)	☐ ①精神障害者の相談 ☐ ②精神障害者に対する助言、指導 ☐ ③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 ☐ ④精神障害者に対するその他の援助 (その他 _____) ☐ ⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等 (受験の手引25ページの「相談援助の業務」を参照し、年間を通じた勤務時間の概ね5割以上に従事している場合に、①～⑤の該当項目を選択すること)				
3. 活動事例 (主なもの1～2例)	「2.業務内容」 で選択した相談援助業務について、主な活動事例を記入してください				
(1)対象者の概要 (年齢: _____ 歳、 疾患名 _____)					
(2)活動内容					
(注) 当欄に書ききれない場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙(A4サイズ、様式自由)を添付すること。					

〈証明権限を有する代表者が記入する欄〉

申告者本人が記入した内容について間違いのないことを証明します。また、次の内容について、確認しました。		
法人名		
代表者	役 職	氏 名
確認事項	「実務経験証明書」及び「相談援助の実務経験申告書」の証明にあたり、下記の全ての基準等を満たすことを確認しました (該当する事項に☑)	
☐ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。		
☐ 申告者は、指定施設における業務の範囲等について(障発0805第4号 平成23年8月5日)の1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。 (相談援助業務とは、受験の手引25ページの「相談援助の業務」を参照)		
☐ 申告者の精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間(「実務経験証明書」の従業期間)は、指定施設における業務の範囲等について(障発0805第4号 平成23年8月5日)の1から4に掲げる職種の例と同等以上の相談援助業務を行っている相談員として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算したものであること。		
☐ 申告者の活動事例(主なもの1～2例)は、事実に基づく内容であること。		

(注) この申告書は、指定施設における業務の範囲等について(障発0805第4号 平成23年8月5日)における実務経験申告書に基づく様式です。
(注) この申告に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な基準等を満たさない場合は、受験資格を認められません。

相談援助の実務経験申告書

(指定様式69ページ)

区分2・区分3の受験申込者で、「実務経験証明書」の職種コードが02の方は「相談援助の実務経験申告書」(69ページ)を提出する必要があります。該当する方は、次の記入例を参考にして作成ください。

※ 「実務経験証明書」と併せて提出してください。

記入例

申告者（受験申込者）本人が記入する欄

実務経験証明書
と同じ代表者を
証明者としてく
ださい。

証明権者が記入する欄

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 71、25ページ
使用する 筆記具	ボールペン

「実務経験証明書」で職種コードが02の方は、「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」の提出が必要です。

区分 2 ・ 区分 3
(職種コード02の方)

相談援助の実務経験申告書

〈申告者（受験申込者）本人が記入する欄〉

作成日		令和 7 年 9 月 11 日
フリガナ		タ ナカ ジ ロウ
申告者氏名		田 中 次 郎

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 様

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士試験受験資格に係る指定施設における相談援助の実務経験に該当すると思われるので、所属長等の証明を添えて申告いたします。

1. 常勤・非常勤 の区分 (いずれかに☑)	☒ 常 勤 ☐ 非常勤 (労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上の者に限る)
2. 業務内容 (該当する事項に☑、 複数選択可)	☒ ①精神障害者の相談 ☒ ②精神障害者に対する助言、指導 ☒ ③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 ☒ ④精神障害者に対するその他の援助 (その他) ☒ ⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等 (受験の手引25ページの「相談援助の業務」を参照し、年間を通じた勤務時間の概ね5割以上を従事している場合に、①～⑤の該当項目を選択すること)
3. 活動事例 (主なもの1～2例)	「2.業務内容」で選択した相談援助業務について、主な活動事例を記入してください

(1)対象者の概要 (年齢: 36 歳、疾患名 統合失調症)
 (2)活動内容
 就労に関する相談援助を提供している。対象者は、一般企業への就職を希望しているため、就労に必要とされる知識や能力を高めるための訓練をはじめ、本人に適した就職先の紹介や、生活面に関する相談及び助言等を行っている。その他、就労後の職場定着を図るための支援を行っている。

(注) 当欄に書ききれない場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙(A4サイズ、様式自由)を添付すること。

該当する業務①～⑤に
☑をしてください。
(複数選択可)
その他の場合は、業務内
容を記入してください。

〈証明権限を有する代表者が記入する欄〉

申告者本人が記入した内容について間違いのないことを証明します。また、次の内容について、確認しました。

法人名	社会福祉法人 厚生会	
代表者	役 職	氏 名
	理事長	山田 幸子

確認事項	「実務経験証明書」及び「相談援助の実務経験申告書」の証明にあたり、下記の全ての基準等を満たすことを確認しました(該当する事項に☑)
☒	当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。
☒	申告者は、指定施設における業務の範囲等について(障発0805第4号 平成23年8月5日)の1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。 (相談援助業務とは、受験の手引25ページの「相談援助の業務」を参照)
☒	申告者の精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間(「実務経験証明書」の従業期間)は、指定施設における業務の範囲等について(障発0805第4号 平成23年8月5日)の1から4に掲げる職種の例と同等以上の相談援助業務を行っている相談員として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算したものであること。
☒	申告者の活動事例(主なもの1～2例)は、事実に基づく内容であること。

定款、実施要領の他、
事業、業務の根拠とな
る条例、要綱及び自治
体からの委託契約書等、
精神保健福祉に関する
相談援助業務であるこ
とを確認できるものを含
みます。

内容を確認のうえ☑をしてください。☑がない場合、受験資格を認められません。

「受験資格確定済申出書」を作成する方へ

「受験資格確定済申出書」で受験申し込みできる方（証明書の提出が不要な方）は、インターネットから受験申し込みをすることが可能です。

この場合、「受験資格確定済申出書」を含む受験申込書等の書類の提出は不要です。

詳しくは、試験センターホームページ
(<https://www.sssc.or.jp/seishin/tetsuzuki.html>) をご確認ください。



記入方法 参照ページ	「受験の手引」 48ページ
使用する 筆記具	<u>ボールペン</u>

区分 5

第28回精神保健福祉士国家試験

受験資格確定済申出書

※ この「受験資格確定済申出書」のみの提出では、受験申し込みできません。受験申込書等の書類の提出が必要です（必要書類については、1ページ参照）。

私は、過去に行われた精神保健福祉士国家試験において、受験資格が確定しています。つきましては、第28回の精神保健福祉士国家試験の申し込みをするにあたり、受験資格に係る証明書に代えて受験票を提出することを申し出ます。

令和 7 年 ____ 月 ____ 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

受験票と同じ氏名を記入してください。 (氏名に変更がある場合は、) ※1参照	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日

「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」（法附則第2条）の受験資格で受験票の交付を受けた方（第5回試験（平成15年3月）で終了）は、この申し出はできません。

- ※1 氏名に変更がある場合は、受験票と同じ氏名を記入し、前後の氏名が確認できる戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を必ず一緒に提出してください※外国の国籍の方は、住民票（マイナンバーの記載不要）。
- 住所に変更があっても、受験申込書に現住所を記入すれば、変更手続きは必要ありません。
- ※2 過去に「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」を同時に受験した方が、今回も同時に受験する場合は、「社会福祉士国家試験」の申出書に受験票を貼り付けて提出してください。この場合、「精神保健福祉士」の申出書（受験票貼り付けなし）も提出する必要があります。

「受験票」貼り付け欄

試験実施回と受験番号がおもてになるように
貼り付けてください。

※ 受験票等を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。

第28回精神保健福祉士国家試験

社会福祉士登録済申出書

(社会福祉士であって試験科目の免除を申請する場合)

次の理由により社会福祉士登録証の写しを提出できないので申し出ます。
社会福祉士登録証が届き次第、直ちに社会福祉士登録証の写しを提出します。

1. 社会福祉士登録申請中
2. 社会福祉士登録事項変更届出中
3. 社会福祉士登録証再交付申請中

(該当する番号を○で囲んでください)

令和7年 月 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

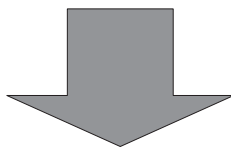
氏 名

第28回精神保健福祉士国家試験
受験申込書記載事項変更届

変更前

令和 年 月 日

各事項を必ず記入してください	申込氏名	(フリガナ)		性別
		(姓)	(名)	
	生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成		
申込住所	(フリガナ)			都道府県
	〒 -			
		電話番号 ()		
		携帯電話番号 ()		



変更後

第28回試験の受験票がある場合 (受験番号を記入)		〒 -					
変更のあった事項のみ記入してください	新氏名	(フリガナ)		性別			
		(姓)	(名)				
	新住所	(フリガナ)			都道府県		
		〒 -					
		電話番号 ()					
		携帯電話番号 ()					

※ 裏面の注意事項をお読みください。

【送付先】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル
 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 精神保健係

※ 封筒に「変更届在中」と記入して、簡易書留で郵送してください。

【受験申込書記載事項変更届を提出する際の注意事項】

- ① この「受験申込書記載事項変更届」は受験申し込み後から、住所、氏名等が変更になった場合に使用してください。
- ② 受験申し込み後から、この「受験申込書記載事項変更届」により住所、氏名等の変更を届け出る場合は、住民票、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）等の同封は必要ありません。
- ③ 社会福祉士国家試験を同時に受験する場合は、「精神保健福祉士国家試験受験申込書記載事項変更届」のみを提出してください（「社会福祉士国家試験受験申込書記載事項変更届」は提出する必要はありません）。
- ④ 精神保健福祉士国家試験・社会福祉士国家試験と併せて、介護福祉士国家試験を受験する場合は、介護福祉士国家試験「受験の手引」内の「受験申込書記載事項変更届」も提出してください。
- ⑤ 提出された変更届により受験票等の住所、氏名等が変更されるのは、それぞれ次の日までに到着したものです。
それ以降に到着したものは、変更前の住所、氏名等が印字されたものになります。
住所変更の際には、郵便局にも「転居届」を出してください。
「転居届」は郵便局にあります。

受 験 票	：令和7年11月14日(金)着
結果通知	：令和8年 2月10日(火)着

個人情報保護

- 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）は、社会福祉の振興発展に寄与することを目的とする公益法人として、個人情報保護の重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）をはじめ、関連法令、ガイドライン等を遵守して、保有する個人情報の保護につき、適正に取り扱うとともに、安全管理に的確な措置を講じています。
- 試験センターが保有する個人情報は、利用目的を特定し、試験センターが行う業務を遂行するために必要な範囲内において使用するものです。
また、試験センターにいただいたお電話については、適切な対応をさせていただくため、録音する場合があります。
- 試験センターは、事前にご本人の同意を得ている場合や法令等に基づき許容される範囲を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。
なお、試験センターの業務を円滑に遂行するため、ご利用者の個人情報の取扱いを委託業者に委託する場合があります。
この場合、個人情報の安全管理対策を講じている事業者を選定し、かつ、守秘義務に関する条項を含む契約等を締結します。また、取扱・管理が十分であるか確認・指導し、個人情報の保護に努めます。
- 詳細は試験センターホームページに掲載しています。
<https://www.sssc.or.jp/privacy/>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル

（試験室電話）03（3486）7521（平日9:30～17:00）

（URL）<https://www.sssc.or.jp/>



電話番号をよくお確かめのうえ、かけ間違いのないようお願いいたします。

合 格 発 表	ホームページ掲載 https://www.sssc.or.jp/ 	令和 8 年 3 月 3 日(火) 14時 合格者の受験番号を掲載 ※ 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。時間をおいて閲覧してください。
	結 果 通 知	令和 8 年 3 月 6 日(金) 発送 ○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ※ <u>3月13日(金)になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。</u> ・受験資格見込で受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、令和 8 年 4 月10日(金)（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格の確定を確認後、結果通知を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり結果通知は発送いたしません。

登 録	精 神 保 健 福 祉 士 資 格 取 得	「精神保健福祉士」となるには申請し、登録する必要があります。登録をしなければ「精神保健福祉士」の名称を用いることはできません。
	登 録 の 申 請	登録の申請書を試験センターが受理してから登録証が申請者の手元に届くまで、 1か月半程度 かかります。 ※ 登録免許税の納付及び登録手数料の払い込みが必要となります。 ※ 登録申請時に、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）または本籍を記載した住民票のいずれかが必要となります。 ※ 詳細は、合格証書等に同封される「登録の手引」を参照してください。

こ ん な と き は ・ ・ ・	受 験 申 込 時	提出書類は？	⇒ P1
		申込区分は？	⇒ P14・15
		学校コードは？	⇒ P18～24
		実務経験コードは？	⇒ P26～34
		受験申込書・受験用写真等確認票をボールペンで書いてしまった	⇒ P37・42
		過去に受験したことがある	⇒ P15
		過去の受験票を紛失した	⇒ P48-d
		社会福祉士と精神保健福祉士の同時受験を申し込みたい	⇒ P5
		社会福祉士登録者で共通科目の免除申請をしたい	⇒ P6
	受 験 申 込 後	試験の日程・時間は？	⇒ P4・5
		受験票が届かない	⇒ P10-④
		卒業（修了）した、実務経験を満たした	⇒ P10-⑤
		氏名・住所が変わった	⇒ P10-⑥
		結果通知が届かない	⇒ P11-⑨
		合格基準・正答は？	⇒ P9
		書類が届いているか確認したい	⇒ P11-⑧

予告 次回（第29回）試験からは、すべての受験者を対象にインターネットによる受験申し込みができるように準備中です。このため、「受験の手引」（冊子）の配付は原則行わないことを予定していますのでご了承ください。